

午前10時1分 開会

議長（角谷英男君） ただいまから平成14年第1回泉南市議会臨時会を開会いたします。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本臨時会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において16番 島原正嗣君、18番 成田政彦君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日8月8日から8月9日までの2日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日8月8日から8月9日までの2日間と決定いたしました。

次に、市長から開会に当たりあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。市長 向井通彦君。

市長（向井通彦君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成14年第1回泉南市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、平素から本市の発展と市民生活の向上のため御尽力をいただいておりますことに対しまして、敬意を表しますとともに厚く御礼を申し上げます。

まず、さきの平成14年第2回泉南市議会定例会におきまして御提案いたしておりました財産区会計の議案に係る不適切な事務執行により、議会運営に大変御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。

なお、本件につきましては、一定の原状回復を図り、再度議案として御提案させていただいております。さらに、私自身の監督責任についても明確にする必要があるものと判断し、新たに議案を

提案させていただいております。

本議会には、以上を含めまして泉南市一般会計補正予算など議案7件と報告案件2件を御提案させていただいております。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりますのでのあいさつとさせていただきます。

議長（角谷英男君） この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。報告書を朗読させます。

〔報告書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） 助役の神田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるについて（平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号））につきまして御説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）につきまして、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決理由につきましては、本市を被控訴人とする所有権移転登記手続請求控訴事件が大阪高等裁判所に提訴され、7月9日に第1回口頭弁論が予定されていることから、これに应诉するため、弁護士を代理人として選任し、訴訟事務を委任するための経費について予算措置する必要があったた

め、専決処分したものであります。

内容について御説明を申し上げます。

3ページをお開き願います。歳入歳出の総額にそれぞれ660万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ181億2,762万円とするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。訴訟費の報償費として所有権移転登記請求控訴事件着手金660万円を補正したものでございます。

以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。成田君。

18番（成田政彦君） これはいわゆる3住宅の裁判について、控訴したことに対して応訴する問題なんですけど、応訴するまでに市は3住宅の住民の皆さんとこの問題について、判決が出たのが11月2日ですから、どのような話し合いが行われたか。まず、そのことをお伺いしたいと思いません。

それから、この問題は多くの議員によって明らかにされ、また住民の方々が明らかにしたように、2代にわたる市長、16年間にわたって、市が、市長そのものが払い下げを約束しとるし、市として61年の二重地番の問題の解決もあるんですけど、当初から市はこれを払い下げの条件として二重地番のこれもやってきたという問題を考えますと、この市の住民に対する約束、新しく市長が変わったからといって、今までの2代の市長が約束したことを簡単に覆されるのかどうか。その点についてもお伺いしたいと思いません。

それから、平成9年6月11日、氏の松集会場におかれて市が住民の意向を聞かずマスタープランを出した際、住民の方々が4条件提示確認書というのを出されとるんですけど、これは7月17日にも市に対して再度4条件を文書で提示し、回答を早急に要求するということが出されておるんですけど、これに対して市はどのように回答、対応されているのか。

以上の点についてお伺いしたいと思いません。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 御答弁が前後しますけども、まず先般、3住宅の代表者とお会いしまして、4条件の改めでの回答要求がございました。現在、平成9年6月には回答を出しておらないということでしたが、住民側としましては、いわゆる正式な要求書を出しておらないということで市側が回答しておらないという状況を踏まえまして、改めて要求書が先般出されたものでございます。

これにつきましては、十分内容を精査して、現在どのように回答するかにつきましては、今鋭意検討いたしております。できるだけ早い時期に回答するよう現在取り組んでおるところでございます。

それと、3住宅との話し合いの状況についてでございますけども、ことしに入りまして、去る5月末ですか、正副議長さんの同席のもとで住民代表と理事者側、市長以下入りまして話し合いをしております。

住民さんとしては、裁判の取り下げあるいは家賃の未払いの支払い、これをやると裁判に影響すると、連動するということございまして、市のお願ひしております家賃をとりあえず、法的に払っていただく性格のものでございますので、家賃を払っていただきたいと。そして話し合いをするのであれば、当然あわせて高裁へ控訴しております裁判を取り下げしてほしいという主張もしましたけども、1つは確約という話もございました。確約さえしていただければ、話し合いに応じるし、裁判についても取り下げ、家賃も払いますと、1つのお話があったわけです。

それと、建てかえの話し合いもしました。これも当然先ほど申し上げた話がすべて調っての話し合いになるという状況でございました。だから、非常に住民代表と市側とのかなり溝があるということで理解しております。その後、事務レベル、我々として、先ほど申し上げました改めでの要求の際にお話し合いもしましたけども、かなり隔たりがあるということで感じております。

もう1点、二重地番の問題でございますけども、これにつきましては一定の時期に二重地番が整理されておるということで判明しておりますけども、

これにつきましては、いわゆる払い下げの問題とのかかわりにつきましては、ちょっと私の方からは御答弁控えさせていただきます。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 前任市長との約束云々の話について、私の方から御答弁を申し上げます。

私は平成6年の5月21日、前市長が任期途中でお亡くなりになられましたけども、その後を引き継いだわけでございまして、前市長の時代からも建てかえという形でマスタープランをつくり、そして建てかえ計画をつくっていたものでございます。

私もそれを引き継いで、やはり市営住宅のあり方ということにつきましては、老朽化した公営住宅 市営住宅ですが を建てかえて良好な住環境を形成するというのと、それから公営住宅法の精神にのっとりまして、住宅に困窮している方々に入居していただくと、そういう立場で施策を推進してきているところでございます。

議長（角谷英男君） 成田君。

18番（成田政彦君） 先ほど話し合いは1回かな、したということをおかれとるんですけど、これはそもそも4条件の提示が平成9年に提案されて、それから5年、今となって正式に文書が出されたから考えるという、こういうどっちかいうたら住民をあほにしたような、その時代にも4件、明確に同じ問題が提起されとるんです。

このとき住民は重要なことを言ってますわね。上林助役が謝ったと、建設省に払い下げを申請しなかった事実を釈明したと。そのとき住民がどういう気持ちでこういうことを言ったか僕はわかりませんが、建てかえを強行すれば、不本意ながら次の補償条件に回答せよと正式に要求したと、こういう条件が明らかに出示されております。この4条件と今回出された4条件と全くほとんど変わりません。

だから、5年間たなざらししといたか、見てなかったのか。そういうことは僕はあり得ないと思うんです。今となって、今からそのことを変えるということは、非常に住民を無視した、非常に冷たい対応ではないかと。もう5年間検討、別に回答しなくても、内部でこういう問題が出るとい

う回答をしとったら、住民に対して回答ができるのではないかと私は思います。

それから、建てかえの問題なんでけど、これは現在住んどる人たちが了解しないままに建てかえはあり得ません。今、住宅都市整備公団は私どもに対して、築40年以上の建物については建てかえを話し合いに来てます。これは天下の公団といえども話し合いを前提にして、築40年以上の建物を これは払い下げはないんですけど、建てかえを行っております。それで住民が建てかえを了解しても、完全に住民が出戻りできるには10年かかるんです。建てかえを了解したとしてもそれから10年です。

それから、もう1つは、建てかえに当たっては戻り、いわゆる現在住んどる人以外しか対象にしないと。だから一丘団地で2,000戸あっても、1,000人が建てかえを了解したなら、あと1,000戸はつくらないと。要するに出戻りの人しか公団は建てないという、そういう方針であります。そうすると、まず建てかえに当たっては、住んでる人たちの了解を得て、住んでる人たちが了解しない限り建てかえはできないという前提です。

そうすると、市長は建てかえするということをおっしゃるんですけど、財政的に見て建てかえは不可能か、それも聞きたいんですけど、建てかえというのは、公団でも僕らに言うております。住んでる人の了解がない限り建てかえはできませんと。そして、建てかえに当たっては、将来住む人の建物しか建てませんと。

だから、例えば今の氏の松の人たちが、20戸は建てかえを了解して20戸が出て言ったら、あそこには20戸しか建てないとか、そういう話し合いを 天下の公団さえも1年間に50回話し合いをするんですよ、建てかえについて。何ですか、これ。4年間たって正式補償、そういう話し合いに出とるのは1回。私は、まずそういう点について誠実な市の対応、この4条件について。

書いてあるでしょう。不本意ながら次の補償条件に回答を求めると。それから、最初から市の場合は話し合いの条件に家賃の支払いのことをまず前提にはめて、それに応じなければ話し合いをしないという、こんな話し合いになりますか。最

初から市が有利な立場で強硬な立場でやっとならう。公団でさえフィフティー・フィフティーで話し合いますよ。まず、お互いに意見を聞いて、譲り合って、どこで自分たちが接点を持てるかという、それもないでしょう。これは話し合っていて、どういう話し合いをするんですか。家賃の支払いの条件がない限り、一切話し合いしないということですか。

もし、仮にこれ裁判で市が今度勝ったとしても、出ていくことを拒否した場合どうするんですか。40年、50年、家が朽ちるまで置いとくんですか、あそこ。建てかえもできない、さりとて払い下げもできない。どうするんですか。住民の意志をきちんと確認、これをまず大事にするべきじゃないですか。ちょっと回答をお願いしますわ。4条件について、もうこれは9年に出されとるんですわ。今さらでないですよ。そしたらいつ出すんですか、これ。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 4項目の要求の件でございます。6月議会にも私が申し上げたとおり、入居者の方から正式には口頭でございました。しかし、非公式の話し合いの中で、これを出すとやはり将来的には不都合も生じてくるんじゃないかという、これは非公式の場の話も1点ございます。

そこで、一応うちから回答を出すけども、やはり文書でいただきたいと、出すのであれば。そういう話が非公式の場でございました。そういうことで、入居者の方もある程度は合意に達しております、その件は。

それで、何遍も言うんですけども、私どもは回答を出すのであればやはり文書でいただきたいということは、常に私は前回の議会でも申しております。しかし、文書ではいただけなかったというのが1点でございます。

それで、今回そういうことを受けて、また入居者の方から苦情も関係も含めましての要望もいただきまして、4項目の要求が正式に文書として上がってまいりました。先ほど部長も答弁いたしましたとおり、一日も早く回答の内容を精査いたしまして早い時期に提出をしたいと、かように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） 成田君。3回目ですから。18番（成田政彦君） そんな回答は全く納得できないわ。7月17日には改めて正式文書で4項目、5年前と同じ4項目が出されております。中身については読み上げませんが、ここに書かれております。

4年前にこの4条件が出とって、今もう一遍考えるんやと。行政としてそんなん考えられますか。あんたら部長は4年前にこういう文書が出されたことを口頭で引き継ぎあってしかるべき問題や、こんな重要な問題に、裁判まで起こってながら。当然、そんなことは行政として引き継ぎされとると。裁判しとるんでしょ。そんな重要な問題、相手の方から出されたこの補償問題についてのいろんな請求について、今からやるとはどういうことですか。こっちは命かけて頑張るとるんでっせ。あんたらは部長がかわったらまた次となるんですか。もう一遍。

それから、助役はこういう言い方したけど、合意を得とるてどういうことですか、合意を得とるて。どういうことですか、これ。合意を得たらこんなもん出てきえへんわ、何も。出てきませんよ。

それから、移転訴訟ですから、払い下げの問題も当然あるんですけど、払い下げの問題については、住んでる住民の了解がないままいけますか。払い下げの問題、住んでる住民を置いていけますか。そういう態度でしょう、あなた。そういう態度、あんたの態度は。いけるというなら、市長、住んでる住民の理解も得られないままあんた強行にするんですか。あくまで住んでる住民の了解を得て建てかえするんでしょ。もう一遍市長、建てかえについては、住んでる住民が了解をきちっとしない限りそれはしません、そういうことですか。同じことや。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 質問を間違ってますんでね、払い下げを合意があつてやるというんじゃないで、建てかえのことをおっしゃってるんでしょ。（成田政彦君「建てかえの場合も聞いとるねん」と呼ぶ）建てかえは、当然建てかえの手順がございまして、設計段階からきちっと協議をして、

そしてどういう形態にするか、あるいは今の時代ですから間取りといいますが、そういうこともどういうふうにするか、あるいは一たん当然仮に住居をつくっていただくといかんわけですから、それらの補償は当然すると。

戻り入居のことも言われましたけども、それは公団はそういう考え方もわかりませんが、私どもは戻り入居については、全部もちろん受け入れるつもりでございますし、どうしてももうこの際に転出すると言われる方は、それはそれで自分の意思でそういうふうにするということならば、それで結構だというふうに思います。

そして、また新たに空きの住居が出れば新規に募集をするという形で、市民の皆さんに市営住宅に入れる機会というものをつくっていくと、こういうことでございます。当然、建てかえを進めていくという中においては、さまざまな形での話し合いを進めていくと、こういうことでございます。議長（角谷英男君） ほかに。 真砂君。

〔成田政彦君「議長、終わってないやん、まだ。」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 3回と言いましたよ、さっき。

〔成田政彦君「まだ終わってないやん、こんなん。3回で、重要な問題でこんなん言うなよ。重要な問題や、こんなん」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） だから事前に3回ですから注意してくださいということ言ってるはずです。

〔成田政彦君「政治判断できるんや、議長は」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） できますが、事前に言っている。

〔成田政彦君「何でも3回で切ってええもんと違うで」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 真砂君。

21番（真砂 満君） 議案が訴訟の関係ですから離れるので、ごく簡単にさしていただきたいと思うんですが、今の質疑を聞いていまして、楠本部長、担当の部長になられて余り日がないということも一定は理解をするんですけども、泉南のまちというのは大きなまちじゃないですし、この間も楠本部長はこの議場に入られてまして、議論な

んかよくよく聞いておられると思うんですよ。そういう前提の中で、先ほどの答弁を聞いてまして、甚だ無責任ではないのかなという点がありますので、確認をさしていただきたいというふうに思います。

まず1つは、二重地番の関係でお答えになられなかったということを非常に遺憾に思ってます。やはりここは責任の担当の部長として、きちっと明確に答えていただかなければいけないのではないのかなと。市長がみずからお答えになっておられますけども、この種の問題は、市長がみずから手を挙げて答弁をするというものではないのではないのかなというふうに思ってます。そこらはもっと、今後答弁のあり方というのも考えていただかなければいけないのではないのかなというふうに思います。

それと、成田議員と同様の質疑になるというふうに思うんですが、改めて4項目の要求書が出てきて、今ここにきて中身を精査をして早急に回答したいということでもありますけれども、この間の議会での議論というのは一体何だったのでしょうか。既に回答をお持ちで我々に対しても答弁をなさっているのではないんですか。それでなかったらおかしいのではないんですか。そういう意味では直ちに回答ができる、私はそういうふうに思ってます。早急にということですから、そちら側の早急というのはどの期日を指すのかわかりませんが、近々ということによろしいんでしょうか、その確認をさしていただきたいというふうに思います。

それと、上林助役、先ほどの非常にわかりにくい非公式な公式、これは一体何なんですか。私には理解できません。非公式は非公式、公式は公式ですよ。

それと、行政側ですから、文書で要求書をいただきたい、これは一定理解します。ただ、いろんな話し合いの中で、文書でいろいろ意見なり聞かなくても口頭でという場合は多々あるわけですよ。それで要は、その相手方の趣旨が行政側がどれだけ理解をする、そこだけの問題じゃないんですか。それで答えられるものは答えていく、検討すべきものは検討していく、そういった対応がご

く自然ではないのかなというふうに思うんです。

そういった意味では、先ほどと同じで一定の行政側の結論、答えというのは持ち合わせていたはずなんでしょう。そのことをうやむやにして、正式に出していないからどうだこうだというのは、逃げにしか私には思えないんですが、そのあたりどうなんでしょうか。

議長、申しわけない、議案と外れますんで1回だけにさしていただきたいと思いますので、回答の方をきちっとしていただけるようお願いします。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の公式、非公式の見解ですけれども、まず要求は、初めの経過を言いますと、代表者の方はまずは個人的にという時期がございました。それ以後、代表者の方は、これは入居者の全体の意思決定であるという4項目の要求で、正式な要求だということも私どもは認識しております。そこで、回答は出すけれども、やはりゼロ回答になりますということも、これは要するにある程度非公式の場でそういう話もございました。これは事実でございます。それで非公式の場でそういう話が出たということを先ほど申し上げましたところでございます。その非公式の場で、やはりゼロ回答を出した場合には将来的に不都合が生じてくる可能性もあるということの話もございました。

そういうことで、入居者の方も我々としては了解を得ているということでございます。先ほど合意という言葉を使わしてもうたんですけども、了解という形で御訂正を申し上げます。

そういう経過もございましたので、私どもは今回改めてまた文書で4項目の要求が来ましたので、先ほども申し上げたとおり近々に回答を出したいと、かように思います。御理解のほどよろしくお願いをいたします。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 答弁のあり方について御指摘あったわけですけども、いわゆる例題として二重地番、私も4月にかわって、弁解するわけじゃないですけども、この払い下げ問題につきましては、非常に経過が長いということで勉強

もしておるんですけども、なかなか的確なところまで至っていないということで、答弁について非常に誤解を与えまして申しわけないと思っております。今後、十分答弁できるよう対応してまいりたいと考えております。

それと、改めて要求書が出されて、回答についてまだ検討中やということにつきましては、現在訴訟中でございますんで慎重に内容を精査しなければならないということで、現在回答の内容につきまして十分検討しておりますので、できるだけ早く回答できるよう、もう準備もできておりますんで、その点ひとつよろしくお願いしておきます。議長（角谷英男君） ほかに。 大森君。

4番（大森和夫君） 裁判になってまして、住民敗訴という結果で第1審が出まして、第2審ということで、僕も一遍、こういう政策的な裁判が今幾つかあるんですけども、朝日新聞発行の「知恵蔵」というやつがありまして、それで調べてみますと、こういう現在型の訴訟というんですかね、政策を争うものが、本来であれば住民の話し合いとか議会とかで決着つくものが、こういう裁判で問題になる例がたくさんふえてきてると。これを現在型訴訟、政策形成型訴訟というらしいです。

この特徴というのは、いろんな問題点があっても、行政側に問題点があっても、大体が住民敗訴で終わるとということが指摘されてるそうです。これは政治、行政追随と評される姿勢が目立ち、その過度の司法消極主義に対する批判が強いということが、この「知恵蔵」という一般的に読まれるそういう文章の中で書かれています。この泉南市における住民の裁判を見ましても、私はやっぱりこういう司法の消極主義の結果の裁判であるということが言えると思います。

そういう意味で見ましても、行政側としては、裁判ではなくてやっぱり話し合いを進めていくという姿勢を持っていく必要が大事だと思います。市長におかれましては、選挙の公約でも、また施政方針でも、対話を通じて市民の皆さんの声を聞き、市政に反映させていきたいということを選挙の中での公約にも挙げておられますし、そういう意味でいえば、今の住民との話し合いに背を向けるという姿勢を改めてもらわなければならないと

思います。

選挙費用を考えましても、660万という今回の専決で図られる費用が議会で十分論議されずに専決で払われるとか、住民の皆さんは苦しい生活の中で裁判を見越して昔からお金をためていって裁判費用をつくと。こういう資金から見ても、それからいろんな二重地番の問題とかそういう政策的なことも、住民の側から出してもらわないと出てこない、そういう中で裁判をされてるわけですよ。

そういう意味で裁判に頼るような形での今の市政のあり方というのは変えるべきだと思うんですけども、その点はどのようにお考えですか、お答えください。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 選挙費用660万じゃなくて、訴訟費用660万でございます。

それと、御質問にありました「知恵蔵」ですね、この分厚い、私も持っておりますが、いろんな形の訴訟の形態のことも書かれております。

今回、私どもはあくまでも当初から話し合いで解決をしたいということで、今払い下げが非常に法的に含めても困難な中で、どういう形で入居者の皆さんと我々とうまく隘路を見つけて解決できるんかということで進んできてたわけなんです。しかし、残念ながら訴訟の提起、それも所有権移転請求という訴訟の提起がなされたわけでございます。

この訴訟というのは所有権移転の請求事件ですから、それをするのかしないのか、中間はないんですよ、その訴訟の中身からしますと。ですから、イエスかノーか、裁判所もそういうことで1審の判決が出たわけでございます。それが高裁の方に控訴されているという状況ですから、1つはやっぱりその訴訟が今も継続してるという現実の問題があるわけなんです。

片や話し合いしろと、こういうふうに言われましても、なかなかやっぱり訴訟になっている以上は踏み込めない部分もございますし、大変難しい問題でございますから、我々の方もでき得れば訴訟を取り下げさせていただいて、その上でお互いに謙虚に話し合いをしましょうということも御提案し

たわけでございますけども、それは受け入れられなかったわけでございます。

したがって、今係争中ということもございまして、これにはやはりきっちりと市としても対応していかなければいけないということで、今回その補正の専決をさしていただいたわけでございます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 話し合いの窓口となる例えば4条件の確認の問題ですよ。これも平成9年12月12日の議会で、この件に関して当時の角谷議員が質問してますね、4条件に対してどういう回答をするのかと。そのときに、この議案書にも書かれてますし、住宅の皆さんが出してはる文書にもありますように、行政の方で待ってくださいと。上林さん、僕もこれ取ってききましたけども、実際待ってくださいと、行政の都合で返事がおくれてるんですとお答えになってますわね。何も文書で出してないからお答えできませんとは言えませんよ。

建てかえのプロセスの一番入り口である建てかえの問題に対して要望を平成9年からもほったらかしにしといて、それでこれを先に示して、話し合いの土台を拒否しているのは市の側と違いますが。それどころやなくて、建てかえに対する政策、方針がないということと違うんですか。ゼロというんやったら、ゼロ条件でもきっちり住民にも議会にも提示して、議論をするようにしたらどうですか。それこそ話し合いの窓口の第一歩となるん違いますか。その点お答えください。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 過去のこの議場での4項目についての答弁の関係を御披露していただいたんですけども、そういうこともございました。しかし、入居者と、私も何遍も言うてますが、非公式の話の中で、やはり回答はゼロになります、出した場合にはやはり将来的に不都合が生じるという、そういう話もございました。そこで、どうしてもというのであれば、やはり文書的に出していただいて、私どもも文書で回答いたしたいと、そういう話し合いの場が過去の経過であったということだけ御理解をお願いいたします。

議長（角谷英男君） 大森君。3回目です。

4番（大森和夫君） そんな過去の経過で、こっただけ大きな問題になってるのに、住民さんに、議会の中ではっきり行政の側の問題ですと、待ってもらってますと言うといて、それでこれを追及されたら、それは過去の問題ですて、そんなことで済めへんでしょう。

ゼロ回答というのは、成田議員も質問でありましたように、住んでる住民第一にすべきの建てかえ計画の中で、それに答えるような方針が全くないと、建てかえの方針が全くないというのと同類と違いますか。

建てかえ計画でも財政的な問題、これも質問しましたけども、きっちりしたお答えがない。この市の財政難の中で建てかえをどんな順番でしますかと市長に聞きましたら、いやマスタープランに書いてますと、3住宅順番に回しますて、そんなこと聞いてるん違いますよ。前畑住宅も宮本住宅もある中で、泉南市の大規模改修の問題もある中で、その中で財政問題、どうやって建てかえするようなお金、資金があるんですかとお聞きしてもきっちり返ってこない。

まさにゼロ回答というのは、建てかえの政策がきっちり持てない、財政的にも住民の合意も持てるような政策を持ってないと、そういう反映だと思えますけども、その点どうですか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 以前その4条件が出たとき、私もどうすべきかということ相談したんですが、助役が答えましたように、あのときは訴訟に至ってない時期でございますから、話し合いが継続していたときなんです。ですから、その4条件に対して我々が回答をしてしまうと、例えばゼロ回答という回答をしてしまうと、もうそこでジ・エンドになってしまう可能性があるということもあったわけなんです。ですから、これはお互いに公文書でのやりとりはちょっと控えましょうという経過があったわけでございます。

今回、文書で出てまいりましたから、回答を我々の方もさしていただくというふうにいたしておりますが、当時としてはそういう事情もあって、むしろ我々の方が逆に、入居者の皆さんに将来、

さっき助役が答弁しましたように、そう回答を出してしまうと不都合が生じる可能性もあるということで、その時点ではお互いに、じゃ文書で出すのは控えよう、文書で回答するのは控えようと、こういう経過があったわけでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 市長は、住宅政策の変更だと、払い下げじゃなくて、この3住宅に限っては住宅政策の変更なんだと、こういう立場に立っているんだと、こういうふうに従来から答弁をされてきましたし、それから、住宅政策がなかったと言っても言い過ぎではない、過去のこういうあしき状態を正常な形に戻していきたいんだと、こういうふうに言われてるんですね。

住宅政策をきっちり持っておれば、この4条件は、当然出て行かざるを得ない、他に新しい住宅を求めなければならない、土地を確保しなければならない、そういう住民の皆さんに対する当然の対応でしょう、これ。4条件というのは、基本的に行政が、地主が、家主が対応しなければならない項目でしょう、これ。

だから、住宅政策を持っておれば当然のこととして、文書回答のあるなしにかかわらず、公式にこういう発言を受けたというふうには上林助役が言われてるわけですから、誠意あれば、たな子と大家、こういう関係でも民間では非常に誠意を持って話し合いが行われるわけですから、まして住民の皆さんがお払いになる税で運営をされている行政としては、当然そういう気持ちにこたえて事を運ぶ、これが当たり前なことじゃないですか。なぜ今まで5年にわたるも回答してこなかったのか。これは何回聞いても納得ができない、腑に落ちない、こういうふうにはまず申し上げて、その辺の答弁を求めたいと思います。

それから、政策の変更というふうには市長言われた。私、政策の変更というのは、やはりこれだけ大きな問題であれば、選挙に際して、住宅政策を変更していくんだ、いわゆる既設の市営住宅、払い下げの対象になっていない住宅については、これは建てかえをしていくんだ、こういう公約をお示しになって、そしてその結果、信を問われて、

任した、こういうことになれば、信を問うて、よっしゃ、こういう住民の合意が得られれば、選挙に当選されれば、事は進められたらいいわけですが、そういうことを過去に平島さん、そしてあなたがやってこられたのかどうか。平島市政を継承するというような抽象的なことではだめですよ。具体的にわかりやすい公約を住民に披瀝をして当選される、それでこそ初めていわゆる政策の変更が認められた、こういうことになる。これが行政と住民の関係じゃないですか。私はそう思いますよ。

それと、もう一つ、市長は政策、政策と、政策の変更なんだというふうに言われるんですが、私、ちょっとよく聞いておましてわからないのでお教えをいただきたいんですが、これは前々稲留市長さんが約束をされた約束を守るかどうかという問題じゃないんですか。政策の変更の問題じゃないでしょう。ちょっとあなたの話を聞いてると、そこに混同があるように思うんです。約束と違うんですか。

その辺は、約束を守る。約束というのは、一つの社会的な契約行為ですね。両者が納得をしてよっしゃと、こういうことになってるわけですね。契約を交わさなくても、行政と住民の関係というのは、議会でも取り上げられてる地元のミニコミ誌でも明らかになっている、こういう一つの社会的な契約として社会が承認している行為、すなわち約束と、こういうことになるんじゃないですか。約束はやっぱり代わりがあってもそれは守らないかん。厳しいだろうけれども、前々市長が約束したことについては守る、こういう立場で話し合いの土俵の中にお入りになる、これがあるべき立場ではないですか。

そこにはやっぱり約束を守る、こういうことをきっちりやっていただかないと、このことをあいまいにされたら、市民は税金を払って行政にその執行を委託し、そのあり方を期待してるんですよ。その辺についてはどうなのか。約束なんですよ。政策と違う。公約と違う。約束や。これはどうなんですか。その辺は、今後の行政の、あなたがあと4年近くやっていかれるわけですから、この4年間に、いやいやそんな約束は守らないんだ、私

は政策を変更したんだと、途中で約束したことを政策の変更だというふうに片づけられて簡単に約束をほごにされたら、これは市民はたまったものでありませんから、あとあなたは法的に3年有余市長を務められるわけですから、その辺をお示しをいただきたい。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 順番が逆になりますが、約束という話でございますけども、これについては1審判決の中でその経過等裁判官として述べられておられるわけですね。私は前市長から建てかえと、こういう形で引き継いでおりますから、一切それは私の方はそれ以後入居者の皆さんといろいろな交渉の中で期限も含めていろいろお話し合いをしてきましたけども、私は自分が約束したことはきっちり守っております。

それから、選挙公約という話も出ましたけども、私は市営住宅だけにとどまらず公営住宅をふやしますということを選挙に掲げて当選をしております。これはもちろん市営住宅もありますし、府営住宅あるいはその他、公的ですから公団もあるでしょうし、あるいは住宅供給公社等、そういうところもあるということも踏まえまして、そういう形で選挙の公約にいたしております。

以上です。その他については担当よりお答えをいたします。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 4項目の要求の件でございます。先ほども各議員からの要求で答弁しておりますとおり、私どもは回答をまず出します、出しますけれども、内容はゼロですということも話をいたしまして、やはりこれは将来的には不都合が生じるんじゃないかということの話もいたしております。この時期は当然平成9年でございます。その時点では訴訟が起こっておりません。その時点で、私どもは入居者の方に一定のそういう御理解もいただいたということでございます。

それで、どうしてもということであれば、やっぱり文書で要望もいただいて、そして市の方も文書で回答するというのもつけ加えて、平成9年の時点で話をを行ったわけでございますので、その辺の経過を十分御理解をお願いいたします。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 今の答弁は、全く納得できません。

まず、市長ね、私は約束したことはきっちり守ってる、平島さんから引き継いだことについても守ってきてると。しかし、過去、平成6年に市長になられてから以降、何回となく住宅の皆さんから悲痛な声を聞いておられるわけですよ。その中でこういう約束事があった、こういうことを十分聞いておられるわけです。これは調べれば、そういうことがあったかどうかということはいみじくもはっきりするわけですし、それに基づいて二重地番の修正等がきっちりやってこられた、こういう経過をとらえれば、まさにそこに行政が約束を守っていかうという行政としての良心が十分にうかがい知れるわけですが、市長は簡単に自分の都合のいい部分だけとられて、過去の市長の約束は知らんと。それじゃ行政の一体性というのはどうなるのか、こういうことになってくるわけですね。

公約ですから、実現できないものもありますよ、財政的な問題で。しかし、公約を本当に真摯な立場でどう実行するか、まさにその姿勢が問題です。その上に立って住民との約束をどう守っていくか、これが行政としての求められてる、長として求められてる真摯な立場、当然あるべき姿だろうというふうに思うんですが、その辺がなかなか今の答弁では私は理解できません。約束はやっぱり守らないかんですよ。

簡単に約束を変えて、180度転換して、払い下げじゃなくて建てかえだと、そしてその払い下げについても、払い下げを前提にしてこれを受け入れてもいいという4条件を正式に口頭で聞いておられるわけですから、市当局の出席者の中の最高責任者である助役が聞いておられるわけですから、本当に払い下げの政策を市長が持っておられれば即対応できた。書いたものや四の五の言うて先延ばしすると。本当に払い下げについても、そして建てかえについても、市が明確な対応をしてない、態度を持っていない、こういうこと具体的なあらわれじゃないですか、そういう対応は。本当に私は遺憾だというふうに思わざるを得ない

です。

そういう点で、本当に今後市長については、この問題も含めて、約束を守っていく。すなわち話し合いで問題の解決を図っていく。裁判にのみ走ることなく どれだけ苦しい中で裁判をやってこられたのか、身銭を切って裁判をやっておられるわけですよ、約束を守ってくれない市に対して。公金を使って応訴できるという市の対応とは180度違うんです。そういう点もかんがみて十分に話し合いによる対応をしていく、こういう姿勢には立たれませんか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私が就任して以後話し合いを何度か重ねた中で、建てかえかあるいは払い下げか、どちらの結論でもいいと、早く結論を出してほしいと、こういうお互いの話の中で一定の結論を出したわけでございます。ですから、それはきっちりという話し合いの過程の中でやったことでございます。結果は受け入れられなかったかどうかは別にして、そういうことで進んできた話なんです、これは。ですから、私はその期限内にきっちり約束を守って建てかえの選択をしたと、こういうことでございますから、ちょっとその辺まで、もし御質問ということであれば、この経過も踏まえて御理解いただいて御質問いただきたいと、このように考えております。

それと、さっきから4項目の話が出るんですけども、これは先ほども言いましたように、それは話し合いの過程の中で出てきた話でございますから、しかもその4条件というのは、通常一般の建てかえを行う場合に認められている補償といえますか、それを超える内容なんですね。ですから、それについては、我々の方もはい結構ですというわけにはいきませんと、上林助役が言いましたように、ゼロの回答になりますと。

ただ、そこでそれを市が例えば文書なりで出してしまうと、もうそれ以後仮に話し合いが進んだとしても、その文書によって今度は逆に拘束されてしまうということもある、そういう懸念があったわけなんですね。ですから、私どもはそれはやっぱりここでもうそこまで行き切ってしまうということについては、いささか将来不都合が生じる

可能性があるということで、お互いに話をして、じゃお互いに控えましょうかということで進んできてるものがございますので、一方的に回答を我々が怠って出していないということではございませんので、その状況をおもんばかってお互いに留保しようと、こういうことで進んできたものがございますから、ぜひこの点は御理解をいただきたいと存じます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 当然、住民の皆さんは払い下げを期待しておられて、ところがなかなか厚い壁だと、こういうことで話が通じていかないと。いわゆる建てかえということについて、もう本当に百歩下がって一度考え直してみようと、その場合にこういう条件を、話はそこから始まるんです。それで、いやいや市はぐあい悪いですよと、これでは、余りにも市からいえば、今のお話を聞いておれば、百数十%の高い要求に過ぎてる、これは回答としてはこういう回答は出せない、ここまでが限度だと、こういうことを出して、それからそれが糸口になって話が始まるわけでしょう。勝手に相手の要求を値踏みして、そして話し合いに応じられないだと、こういうことでは、最初から話し合いする姿勢がないと、こういうふうに取り敢えず得ないですよ。

本当にこれに対する回答を出すことによって、住民の皆さんの側がいよいよこのところはどうだと、こういうことから話し合いをしていくという、そういう糸口になるような回答をまずお出しになるというそういうお気持ち、それに基づいて話し合いをしていくというそういう気持ち、話し合いを前提にした回答をするということは、これはどうなんでしょうか。はっきりとお聞かせをいただきたい。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 公文書で一たん回答を出してしまいますと、それがスタートで話し合いというふうなことをおっしゃったんですが、私は違うと思うんですね。そうしてしまうと、それから先に行けなくなる。（和気 豊君「そやけど、文書回答を求めてきたのはそっちやないか」と呼ぶ）ですから、その当時はそこまで行ってしまうと、

そこで話し合いの糸口といいますか、切れてしまう可能性があるということで、それはお互いにそこまでは行くのはやめようということになったわけなんですね。（和気 豊君「文書を求めてきたのはそっちやないか」と呼ぶ）

ですから、それ以後文書ではいただいておりません。今回出てきましたけどもね。今回出てきましたから、それに対して我々は回答をするということで、いろんな法律の専門家も含めて今回答の準備をしているところでございますが、ただこれも公文書で回答してしまいますと、拘束されるということにもなりかねませんので、非常に難しい問題を含んでるというふうには思いますが、あえてということであれば回答せざるを得ないと、こういうふうを考えております。

議長（角谷英男君） ほかに。 稲留君。

13番（稲留照雄君） この問題については、当初を御存じの議員はもう3人しか残っていません。島原先生と和気さんあるいは成田さん、このお3人ではないかと思っております。

私がこの答弁を聞いておまして、市長以下、言いにくい話ですが、こんな問題に関係をすることについては、そういう立場になかったと思っています。ただ1人、助役だけがこの件について市長命令を受けて始めたはずです。

私は今ずっと助役の話聞いてまして、この問題の今に至るまでの最も責任があつて無責任なのは助役ではないかと思っています。これは考えによっては市長命令を聞かなかったんじゃないかという気がしてしょうがない。

そこで、皆さんに何がこの問題を大きくしたかということをし話して、あと聞いておきたいというふうに思います。（発言する者あり）

もう少し知的レベルの高いやじを飛ばしていただきたいというふうに思いますが、私の前任者であった浅羽市長は、これを全部払い下げるということにしました。彼に聞いた話では、あの当時ドルショックとか、あるいはオイルショックとかで財政が非常に悪かった。昭和49年には32%ほどのインフレがあつて、職員に給料が払えなかった。あくまでも財政上の問題でこれを払い下げるというふうに彼は言っておりました。そういう話

を私は直接聞きました。

そこで質問です。元市長の浅羽氏の行政が失敗だったのかどうか判断を聞きたい。そして、しかしそれでも市民との約束、彼の約束を守ろうとした私が12年間努力しました。その点について、その努力がむだだったのかどうかということも聞いておきたい。政治家の話だからどんな判断でもいいです。

そして、上林助役については、その命令をどのような努力をしてここまで来たかということも開陳してほしい。そして、この問題が起こったときに、前市長にこれはこういうことがあるという説明をしないでどこからこの建てかえの件が起こったかということについては、おおよそ推測はついておりますけれども、この政策変更のときに、役人が今までの経過をどのように説明したかということも聞かしてほしい。

それから、何度も繰り返し言いますが、この売却については、昭和51年より少し前、私は建設省から許可を受けておりました。ただ、何度も同じことをやるわけにはいかないから一度にしろと。そういう意味で、3住宅の皆さんにはまことに申しわけないんだけど、1カ所二重番地があってできないということを前提にして、それを上林助役自身がこの問題に取り組んだということはだれでも知っていることだと、私は思っております。

ただ1つ、今回の裁判の判決については、私は大きな不服があります。議員もこれだけは頭に置いておいてほしいと思うのは、政治家の発言が政治的発言だけだったようなとり方です。私は、役人というのは非常に怖いと思います。裁判官も役人だから、一体この政治家というのは信用されているのかどうか、これは大きな問題である。今巴里議員の話では、そんな公約なんか守らんでいいというようなやじをさつき和気さんのことに言っておりましたが、（巴里英一君「守らんでええと違うで。守ってないと言うてる」と呼ぶ）守らなければならないのは、議員が自分たちが市民に約束したことを一生懸命守らないといけな。もう1つは、難しかったとしてもその守るために最善の努力をしなきゃならないということは、明らかであります。

私は努力をして人間は努力しても報われないことがあると思います。一番最初にこの議会に立ったときに、私はこの問題について皆さんの前で話をしました。志半ばにして政治家はやめなきゃならないことがある。非常に辛い思いをしなきゃならない。でも、努力したことに誇りを持っていなければ政治家は務まらないと思うんですよ。だから、政治家というのは、全力を挙げて物事を解決する過程において価値があると私は信じています。

私はこれから高裁での裁判に証人として立つつもりでございますけれども、この1審の裁判官の判決について、政治家が約束を守らなくてもいいようなニュアンスの、あるいは守りそうもないというようなニュアンスのこの判決について、私は裁判官の反省を求めたいというふうに思っています。

もう1つ、今回役所の弁護士は、私の時分から顧問弁護士でした。今やその所長は最高裁判所の判事になっています。私、この660万円の話私の知り合いの弁護士に話したら、ほんとに高いなと、えらい高いなと。この裁判はほんとにめっちゃくちゃだ、はっきり言って。こんな50万ぐらい余ってるよ、着手金で。ぼったくりもいいとこだ。

もう1つ、役所は税金を使ってやってんだよ。だけど、市民はなけなしのお金を使ってやってんだ。私は今のここにおける役人のみんなが少しの市民のことも考えてみなよと。私は今市長が政策変更したっていいと思う。こんな何の恥にもならん。喜ばれこそすれ、恥にも何もならん。

もう1つは、きょう池田が職員の給与を5%減らすそう。神戸はたしか先日の新聞では7%削ると言ってる。こんな裁判に1回で660万円、この前を含めれば1,500万円というお金が要る。あなたのお金じゃないから簡単だ。そのことも答えてほしい。

言い過ぎかもしらんけど、今ここにおける市長以下は、まだ私がここへ来たとき課長でもなかった。あなた方は実務でここまで上がってきた。きちり整理をして、経過がある、経過があると言うんだったら、私の前任者、浅羽前市長からの経過を

もう一回勉強し直して、そして何が市民のためになるか、国や府の言うことなんか聞く必要ないというのは、これのことだわ。今度の住基ネットもそうだよ。聞かないところに何の罰もない。私の場合、49年、50年にはこれでよかった。後で、言いにくい、役人上がりの市長が出てきたら非常にづらい。だからそれを私は思う。

ここで今言ったような、もう1回言いますが、財政が悪いからといって市営住宅を売ろうとした私の前任者のその気持ちが間違っていたのか、あるいは12年間努力した私も間違っていたのか。そして、上林助役、市長の考え方が間違っていたから私はのりくらりしてたんだ、そういうことなのか。そして、その後は市長の御意向だろうと思うけれども、宮仕えだから言うこと聞きましょうかと、こうなったのか。1つ1つきっちりと答弁したらいいと思う。

自分が自分の生い立ちを、これから助役として市長を補佐する立場として、自分の身の安全よりも市民の安全に向かって、市民の幸せを願って、あなた方が政治家として何をしなきゃならないかということを考えてほしい。

私は、これからあなた方と同じように裁判に証人として立つ身だからこれ以上のことは言わないけれども、しかしベストを尽くすということの大切さを一遍市長以下役人もみんな考える必要があるんじゃないか。余りに私は、この6月議会からきょうみたいな日に議会を開く、そんなことをしなきゃならなかった責任も含めて、私は問わなきゃならんというふうに思ってるんですよ。

簡単だ、この問題は。本当に簡単なやつを簡単に済ませないところに今の役所というのがあるのか。さっき和気さんの質問でも、回答したらおしまいになる。冗談じゃない。一番最初回答したら、この問題は起こってないんだ。ゼロでも何でもいいよ。それに固執することの方がずっと問題だ。私はそう思います。

いや、私は余り質問は上手じゃない。だけどね、28年間という長い間この問題に悩んできたんだ。そのことだけは、私は役人のみんなもそうだし、これを知らない議員の皆さんも知っておいてほしい。幾つか質問したから、それに答えてください。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、浅羽市長の施策が間違っていたのかどうかということでございますけれども、それぞれの市長、それぞれの時代において、最大に市の発展あるいは市民生活の向上のために何がいいかということで選択をされて努力をされておられるというふうに思いますから、そういう思いは思っておりません。

それと、稲留さんの12年間はこの住宅についてむだであったのかという御質問でございますが、まず助役に責任を転嫁するのはやめていただきたいと思います。当時の責任者はあなたであるわけですから、やっぱり最高責任者としての発言をしていただきたいと思います。

それと、あなたのおっしゃっている、なかなかこの問題について命をかけてきたような御発言もあったわけでございますけれども、前の質問にもお答えしましたように、ならなぜ市長引継書にこのことをこれは絶対次の市長にやれということを書かなかったんですか。何も書いてませんよ。そうでしょう。ですから、その点をやっぱり怠っていて、今になってああだこうだというのはいかがかというふうに思います。これは裁判でもそのことが記されております。何ら引き継ぎがなかったということが記されております。

それと、二重地番が障害であったようなことをおっしゃってますが、私はそうではないというふうに前から思っております。払い下げはもちろん府なり国の承認が必要であると。それがまず前提でありまして、その承認をいただいた上で今度実際に払い下げするという実務が生じてくるわけでございまして、実務の段階では当然境界確定、境界確定あるいは二重地番の問題を整理しないと払い下げできないというのは、当然あるというふうに思います。

しかし、今払い下げをしようとしております長岡も同様であります。当時は境界の確定ができておりませんでした。しかし、払い下げの承認が得られておる。それはなぜか。非常に面積的にも小さいし、あそこは2つに府道を挟んで別れておりましたから、建てかえするだけのボリュームもないというようなことであったというふうに思いま

す。

したがって、私は二重地番がすべてこの氏の松の払い下げができなかった理由ではないのではないかとこの疑念はずっと持っております。いまだ私自身も払拭をされておられません。

そういうことからしまして、今稲留議員さんからいろいろお話しございましたけれども、過去ずっと私も私なりに勉強もさせていただきました。そして一定の判断をさせていただいたわけでございますけれども、これは私はやっぱり市民といえますか、今ですと6万5,000市民の立場ということを最大に配慮しなければいけないんじゃないかなという思いをいたしております。

したがって、先ほど来から御質問ありましたけれども、そのことについて私は必ずしもあなたが完璧にその事務を遂行されてきたかということについては、残念ながらそれを認めるといえますが、完全に遂行されてきたというふうには考えにくいというふうに考えております。

議長（角谷英男君） 上林助役。（傍聴席より発言する者あり）お静かに願います。

助役（上林郁夫君） 私に対して、いかにも無責任な仕事をしたという発言でございます。これは注意していただきたいと思っております。

経過をまず申し上げます。49年の払い下げ当時は、私は担当をしておりませんでした。確かにちょっと数字的にど忘れしておりますけれども、稲留議員の第2期目あたりに私は総務課長として就任をまずしておったんじゃないかと、かように思っております。

そして、今問題の二重地番、そして1つ樽井の砂川住宅につきましては、所有権移転の問題がございました。二重地番は氏の松住宅というて、岡田地区の住宅でございます。これの処理をたしか私は稲留議員の3期目のもう最後の時点で手がけて、難しい問題を私の総務課長の時代で解決をしております。これは当然、稲留議員はやはり払い下げしたいという前提のもとで、私は処理を行ったつもりでございます。

1つ不思議に思うのは、当時、49年の記録からいえば、いかにも二重地番とか所有権移転の問題で払い下げはできなかったというような形の関

係を稲留さん自身、あなたも入居者には言っております。しかし、私も先ほど市長が申し上げたとおり総務課長になった時点では、この3住宅につきましては、立地もいいし面積も大きいので住宅として建てかえしたらどうかということで、この3住宅は建てかえでやりなさいという形の文書が残っております。これは恐らく大阪府と協議の中の協議資料と思うんですけども、建てかえ可能団地、不可能団地ということでございます。不可能団地というのは3団地ということで、我々はあくまでもその2つの理由で払い下げはできなかったということが、私は総務課長に就任した当時もそのように認識をしております。

そこで、稲留議員に私はその原因であれば、稲留さん、あなたは市長として就任したときに、すぐになぜその2つの大きな問題を手がけなかったかということは、私は今現在疑問と思っております。なぜ3期目のそういう時代にまでそれができなかったかということをお私は今でも疑問でございます。稲留議員、当時の市長でございます。その辺を十分認識をしていただきたいと、かように思います。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 今回の第2審に係ります裁判費用660万補正をさせていただいておりますけれども、これは今回の所有権移転手続請求訴訟事件に係ります3団地の対象物の時価を積算いたしました。今回の住宅については、市の所有物でございますので非課税地でございますので、これは近傍地の価格から引っぱってきての価格を積算いたしまして、それで一定の計算式がございますので、それに基づいた価格ということで660万円を計上し、着手金として支出するものでございます。

これは従来からもそういう形で、第1審につきましてもそういう形で積算をさせていただいた中での費用ということで、御理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（角谷英男君） 稲留君。

13番（稲留照雄君） 私は役人が怖いということを行いました。今、市長の答弁では事務が完璧

でなかったと。それは私が責任をとるべき問題でしょう。しかし、この事務の手續は、多分市長がするようなものではないというふうに私は考えています。

私は特に役人を経験したことはありません。ただの会社員からある日突然市長になったわけですが、ただし、市民の意向というのは十二分にわかったはずで、政策変更を幾つかしました。同和問題だって同じです。私は選挙戦でそれを言いました。そして、多くの交渉の後に政策を変更しました。私は一民間人だった自分ならこうするんだというふうに考えたからこそ、建設省にも行って、そして1回のみ了解をとりました。

これは実はよく知らなかったことだけでも、市長が本省に行くときに、例えば大阪府であったら大阪府の人たちにアレンジしてもらおう。そんなことおれ知らなかった。市民の代表として、行けば当然会えるものと思って直接行きました。会ってくれました。そのとき事務次官も会ってくれましたよ。何も大阪府の意向なんか必要ない。我々は独立した。そりゃ確かに補助をもらうときにはそういうことをしなきゃいけないけども、考え方を言うことぐらいは、役所で十二分に論議しておけば大阪府にお伺い立てる必要もない。

ここが今の時代にちょっと早過ぎたのか知らないけれども、今の時代では地方の時代と言って当然のこのようにできています。二、三日前から住基ネットにしても、堂々とこれに反対する町長が、あるいは首長が何人か出てきました。これは明らかに今の時代でそれが許されるんだというふうに思います。

ただ、さっきの事務が完璧でないということについては承服しかねる。なぜしかねるかということ、自分で事務をやったわけじゃない、判断しただけだ。市長はそういう仕事だと思ってた。もしそんな事務の完璧を期するなら、役人なんか1人も要らない。恐らくほんのわずかな職員で直ちに黒字になるでしょう。

もう一つ、事務の手續がしていないというのは、ちょっと言い過ぎやないか。これは上林さんもしなかった、浅羽さんもしなかった、私もしなかった。実際に市長から直接向井市長も聞いてないで

しょう、亡くなられたんだから。役人が多分書類をつくってやったんでしょう。私はそう思います。歴代の市長でこの事務の手續を市長と市長でやった者はいない。私は前の市長から受けたやつについて、本当に彼と会って話したわけじゃない。私も非常に無責任だけれども、役人がつくる膨大な書類を全部が全部見たわけじゃない、一々。(堀口武視君「そんなもん通るかい」と呼ぶ)通らない。わかりますよ、それは。だから無責任かもしれない。

しかし、1つだけ言えることは、この問題は住民にとって非常に大きな問題である。だけど、向井市長にとってこの問題は本当に大きいのか。私はそうは思わないんだ。たくさんの政策のうちの1つで、自分の懐も政策にも何も問題にならない。1つ1つは大切だけれども、今は財政の問題とかいろいろ難しい問題がたくさんある。この問題は、もし市長が看過したとしても、見過ごしたとしても、そんなに大きい問題じゃない。政治的ダメージを受けるもんじゃない。私はそう思う。

だから、私のときもたくさん問題があったけれども、この問題が5年ほど前の質問でも言ったように、既にもうできてるものと思っていたからこそ、あのときの質問になってしまった。裁判でもそういうふうにした。

私は、人によっては本当に大きな問題でも、別の人によっては小さな問題なんだ。だから、住民と一緒に、彼らにとってこれは非常に大きな問題でも、市長にとってみたら、私も市長の経験があるから言うだけだけれども、これが市を揺るがすようなものじゃない、むしろ今市長がこれを市民側に譲ったとしても問題じゃない。そして財政についていえば、こんなものあってもなくても、むしろない方がはるかに泉南市にとって財政という面から言えば私は有利だと思う。

それについて、私はそう思ってるんだから言ってるんだけど、今言ったように、あなたがもしこれからやめられるときに、自分にとって小さな問題であったとしても住民にとって大きな問題であったな、それを注意しろと、その次の市長に言われたら、なるほどなど。私はなるほどなどと思ってるよ。12年間という日にちは、いかにもむだだ

ったなと思ってるけれども、その点について完璧じゃなかったと。そんなもん完璧なものはあるはずがないと思うけれども、そういうことを言えるのは非常に勇気があるのかなと思ってみたり、頭が高いのかなと思ってみたり、考えてる。

それから、助役に責任を押しつけてるわけじゃない。何も押しつけてるわけじゃない。助役よ、あなたは市長の言ったことを完璧にやったというけれども、じゃその後でそのやったことについてどうしたのかということをもう一度答弁してほしい。自分がやったことを次の市長にどう説明したのかということを書いてほしい。前はこうでしたよということを書いてくれればいいんです。

もう一つ、長山住宅の問題があります。長山住宅も、それからこの3住宅も、それから同和向け公営住宅も、すべて家賃を上げなかったのはこの問題があったから。はっきりしてるよ。片一方上げて片一方ほっとくというわけにいかない。なぜ長山住宅をほっといたのかということについては僕はわからないけれども、あれと全く同じなんだと、住民から見たら何の問題もないんだということを強調しておきたいと思います。

質問の要旨は、事務が完璧でなかったからあんたが悪いんですよと。もう一度言ってほしい。それから、助役に次の市長にこんなことありましたよとどんな形で報告したのか、それを聞きたい。とにかく事務引き継ぎはしたかしないか、いまだによく覚えていない。16年も前の話だからね。17年か、18年か。覚えてないけれども、多分その当時の総務部長か、あるいは助役が書類をつくって、やっぱりやめていくときに後の市長がどう考えるかはよくわからないけれども、書類を出されたら、あれも足らん、これも足らんなんていうのは普通は言わないんじゃないかな。事務が完璧でないのはあなたの責任だと言われるんだしたら、それを役人の経験のある市長に、これから気をつけてすべて完璧に処理するようにお願いしたいと、このように思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、引き継ぎの問題でございますけれども、これは以前に一般質問があったときにもお答えしましたように、市長引継書とい

うのは必ずございます。

さきに私の場合を申し上げますと、前平島市長さんが亡くなられてまして、私が第1助役でございましたから、その時点から職務代理者になりました。したがって引き継ぎはありません。これは当然でございます。私が辞職をいたしまして、次に当時の吉川助役が職務代理者になりまして、そのときに私から吉川に引き継ぎをいたしております。私が市長に当選して就任したときに、吉川職務代理から私は引き継ぎを受けております。その中に市営住宅 3団地を含めて、長山もございすけれども、建てかえをしていくということが書かれております。

私はあなたに申し上げたいのは、前にも言いましたように、確かに激しい選挙で市長がかわったということで、握手をして引き継ぎをするというのは無理だと、それはもうわかっております。ただ、市長の引き継ぎというのは、細かいのはいっぱいありますが、重要なものは本当に二、三ページなんですよね。各部のこれだというのがあわけなんですね。その中に全くこのことが記載されておらなかった。

あなたは事務方が勝手につくったんだとおっしゃるんですけども、事務方がつくったにしる、引継書には必ず捺印をしているわけです、あなたの。私の場合は私が吉川にやったときに押しております。ですから、その捺印はあなた自身されたんでしょう。当然見ておられるはずなんですね。そのときに、いやこれ抜けてるやないか、これはわしが12年間心血を注いでこの問題に取り組んできたんですよ。これは払い下げやったら払い下げを必ずするようにという引き継ぎを普通はすると思います、それだけ情熱があるとすれば。しかし、残念ならなかったわけでございます。これは証拠書類として裁判の中にも出してあります。

それと、当然長でございますから、職員の指揮監督ということについては責任があるわけでございます、それを私はやるつもりだったんですけどもだれだれが動かなかったとか、そういう言い方は同じ市長としてやめていただきたいんですよ、本当に。やっぱり3期務められたわけですから、堂々とそれは私の責任であった、あるいは引き継

ぎしなかったのも私の責任であったということをやっぱり率直におっしゃった方がよかったのではないかなという私の思いでございます。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 稲留議員が市長の時代から平島さんにかわって、その3住宅の件の特に2つの問題についての引き継ぎというんですか、これは私はその当時総務課長でございました。当然、直接市長にそれを言った記憶は多分ないと思います。しかし、組織の中で私もおりますので、その当時の部長には確かにその件は報告もしております。しかし、平島市長は、住宅につきましては政策転換をしたというんですか、平島さんといたしましては建てかえをいたしたいということ当市議会にも御報告を申し上げておおりで、私どもといたしましては、やはりその市長の政策転換であったということを私は思っておるところでございます。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 元市長と現在の市長が大論争をしております、基本はこの議題の要から外れて引き継ぎの議論になってるようです。

これ、本当に大事な問題かもわかりませんが、このことは市長室でも助役室でもどこでも結構ですから、2人でよく相談して、引き継ぎがまずなかったらまずかったという報告をしていただきたい。本題に返ってこの問題をどうするかということの議論にチェンジしてほしいと、私はそう思います。

議長（角谷英男君） 稲留君、もうよろしいんですか、あと1回ありますが。

稲留君。本論から外れないようにひとつよろしくをお願いします。

13番（稲留照雄君） 12年間間違いであったと、私は誤謬だと、そんなもん考えたことないですよ。民間出で、そんな役人みたいに書類をぐちゅぐちゅつくって、1つ1つ間違いがないんか、そんなことやったことないですよ。これはいい、悪い、たった一言です。単純明快です。人に言われたら、これはできない、これはできる、これだけです。そういうやり方がその当時悪いと言われただけのことなんですよ。今だって判断をすぐするのは正しいと思ってるし、あなた方のように、

こんなに書類を出したらその書類が後で問題になるなんていってペンディングしていく、あるいはどんどん先延ばしにするなんてやったことは一度もないですよ。御存じのはずです。

ただ、私が言いたいのは、お互いにここへ来て責任があって、物の軽重は私たちの頭で考えられないようなことになるんです。こっちが得意になってるときに相手が死んでしまうことだってあるんだよ。私はそれを言いたい。鉄砲をぼんと打ちましたら獲物がぼんと落ちた。ああやった、うれしいというけど、打たれた方は死んでしまうんだ。そのぐらいのことをわかってる方がいいと思う。

私はあなたが60歳になってると夢にも思わなかった。私も65歳になったんやね。もっともっと若い、50歳ぐらいやと思ってた。

議長（角谷英男君） 稲留議員に申し上げます。本論から外れないようお願いいたします。

13番（稲留照雄君） だから僕の言いたいのは、この問題を私は考え直してほしいと思う。こんな高い裁判費用をかけて、財政の問題もある。もう肩の荷をおろして、こんな問題から逃れて、また新たな出発をした方がいいと思う。その点について、その気はありませんか、考えてみるか、1点だけ質問して終わりたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 5月31日に入居者の代表の方とお話し合いをしたときにも申し上げましたが、この裁判については取り下げをしていただきたいと、その上で話し合いをするということであれば、お互いにもとの話し合いを進めていた時代に戻るわけでございますから、そういう形でやるというのが一番いいということを御提案させていただきましたけども、残念ながら受け入れられなかったわけでございます。現に裁判が進行しておりますから、それに当然対応する必要があるということで、この議案を専決をさしていただいたところでございます。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 議長ね、ここは演談会と違うんですからね、やっぱり議長おっしゃるように、議題から外れてどうのこうの、自分たちの話

をどうのこうの話をするべき立場と違うでしょう。この点整理をお願いしたいということですよ。

先ほど私、やじったことと言いましたけども、私はすべての政治家は公約どおりに全部してないと言うただけの話なんです。それだけの話や。それを何を横からごちゃごちゃ言わなならんことあるんや。それで、もっと言うたら、言うた本人そのものが本会議欠席したやないですか、招集したやつ。

議長（角谷英男君） 巴里君に申し上げます。質疑を行っていただきたいと思えます。

22番（巴里英一君） このくらいのことにしておきます。

問題点は、いわゆる控訴されたことに対する応訴ですから、当然市民の財産でこういったものをどう市としては確保するのかということが第一だというふうに私は理解します。それはそれでもう一度きちっとそういった理論的展開をお聞かせ願いたいということが1点。

そして、かなり長い期間住民といろいろこの問題で争いといますか、裁判あるいは住民と話し合いなど続いてきたわけですが、ずっと聞いておりますと、以前から払い下げとは言葉で聞いたことはあるけれども、実質払い下げという場合はそれなりの事務処理をしなければならぬと私は認識してはるんですが、そういった指示が実はなされたんかどうか、過去において。なされた部分はどれであって、なされない部分はどれであったのかということをもう一度確認をしたいというふうに思います。

もう1点が、先ほど市長の方が答弁されたと思うんですが、二重地番だから払い下げできないということには僕はならないというふうに理解してはるんですが、その点どうなのか。

それで、もう1点、最後は、できるだけこれは応訴は応訴としてきちっとしながら、お互いにけんけんがくがくの角突き合わした話ではなくて、市としても住民側から一定の提案が出てきたと、そして市側も提案を出すといった話し合いが出てくるとい状況が生まれたときには、それに十分応じる心というか、用意があるのかどうかと、こういった点です。

以上。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目について私の方から御答弁申し上げます。

今3住宅については、公営住宅でございます。いわゆる行政財産でございます。行政財産に対して所有権移転登記請求をされてるということについては、断固これは市民の財産でございますから守らなければならないと、こういう立場で臨んでおります。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） まず、最後から御答弁させていただきます。

話し合いの問題ですけども、環境が整えば当然話し合いに入ると、こう思っております。その条件としましては、先ほども議論しておりますとおり、控訴中の2審、これを取り下げると、正規どおり家賃をお支払いしていただくということが条件となると思えます。この2点が解決しなければ、今現在控訴中ですので話し合いは非常に難しいと、こういうふうに考えております。

それと、二重地番と払い下げの関係でございますけども、二重地番の整理につきましては、払い下げのための1つの条件整備だと思っております。ただ、二重地番の整理と払い下げについては直接かわりないと、このように考えております。払い下げの事務手続上、二重地番の整理が必要であると、このように……。

3点目が過去に払い下げに向けての事務処理を命令されたことがあるのかということでございますけども、私もこれまでこの住宅問題の担当、直接は担当してきておりませんので、直接上司から、上から命じられたかどうかについてはちょっと御答弁できませんので、その点よろしく。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方から当時というんですか、払い下げに向けての事務処理の事実関係があったかという御質問ですけども、当時私も払い下げの時点ではもうその担当はしてなかったんですけども、やはり記録を見ると、住宅払い下げにつきましては、議員も御存じのように事務的に進める場合は、まず大阪府との協議は必要でござい

ます。しかし、記録ではそのような記録は全然ございません。そして、私が総務課長になった以後も大阪府とのそういう協議はいたしておりませんでした。

ただ、部長が御答弁いたしました二重地番とか、そして所有権移転ができてなかった団地、住宅がございます。その2つの問題の処理が、私先ほども御答弁いたしましたとおり、総務課長の時代に当時の市長の命を受けて処理を行ったところでございます。大阪府とのそういう協議的な事務的な処理は恐らく行ってなかったんじゃないかと、かように思います。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 先ほどおっしゃってますように、49年以降ということの理解でいいですね、今助役がお答えされたことは。それは記録としては一切そういう指示書もないということで理解をすればいいという、こういうことなんですね。わかりました。49年以降と言うてますから、助役が総務課長を拜命したとき以降の話をされたんだと私は理解します。

具体的には、自治法における行政財産の管理及び処分という部分で、4項目のところ行政財産はその用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるという意味では、市営住宅はまさにその用に供する目的にきちっとはまってるんだと。それ以外については、やっぱり議会の議決なり、それにいろいろと問題を整理して議案として上がってこなきゃならないということになりますわね。そういう点は書いてあるとおり行われてるといふふうに思います。

ただ、控訴に対する応訴ですから、これ以上云々の問題では僕はなかりょうと。問題点は、市長は答えにくい話ですから部長が答えられたと思うんですが、大事なことは、いつまでも市民と市といえますか、親と子と云えばいいんですか、ある意味ではこのことが争うのがいいんかどうかということについては、争うのがいいというようなことはだれも市民は思わないし、市の方も思っていないふうふうに思います。

しかし、すぐれてこの物件は3住宅の方の問題だけではない。これはやっぱり市有財産として多

くの市民の用に供するということも、これは必要な部分であります。その点を明確にしながら今相争うてるんだらうと思いますんで、ぜひとも話し合いの機運が生まれるならば、そういった意味での、先ほど部長が答えていた方向も出れば、ぜひとも話し合いして、円滑に最後はおさめられる

どっちにしたっておさめなきゃならない問題であるならば、そういう方向でぜひともおさめられればいいんかなというふうに私は思います。

ただ、こういった裁判最中に当事者同士が会ってどうのこうのとはなかなかできないという部分もあります。先ほど聞いておりますと、4項目の要望書が出たと。この問題を泉南市がきちっと答えた場合、その内容がわかりませんから、後どうなるんかなという懸念がしますんで、内容を発表してくださいというわけにはいきませんので、そういう点では十分慎重に、即どうのこうのという話でなしに、慎重にひとつ審議して、そしてできる話はしてあげてほしいというふうに思うんですが、そういった点は、答えられるんでしたらお答えいただければいいんですが。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今訴訟に至ってるわけでございますけども、この争いは2審を迎えてるわけでございますが、市にとりましても、また入居者の皆さんにとりましても、大変大きな問題だと。特に入居者の方々については、この2審の結果によってまたさらに大きな負担が生じる可能性もございまして、本来はやはりこういう訴訟じゃなくて話し合いでというのが、私もそのとおりでございます。

ただ、現実の問題として、1審が出て控訴されてるわけですから、これには応じざるを得ないわけでございます。

それと、もう一方は家賃の問題もありますし、これは私は裁判とは全く別個の話で、やっぱり公営住宅に入っていたらいいわけですから、当然その対価は払っていただかなければいけないという立場で一貫してきております。これは全市民にお聞きをいただいても理解のいただける話だといふふうには思っております。ですから、それを盾に裁判を維持するというのはいかがかなという思

いは持っております。

したがって、入居者の皆さんも、じゃ家賃も払う、裁判も取り下げたら丸裸やないかという話もこの前ありましたけれども、それはもしそういう方向になるというのであれば、これからの話し合いというのは我々も当然真摯に対応していく考えは当初から持っておるわけでございますから、その解決方法についてお互いに知恵を出しながら、あるいはまた当然議会の御理解、市民の御理解もいただく必要があるというふうには思いますが、進展していくのではないかなというふうには思っております。

ただ、今はそういう建てかえを議論にした裁判ではなくて、払い下げを前提とした所有権移転登記請求事件ですから、ちょっと違う話を、片一方こっちで話しといて片一方違う話というのは、なかなかこれは難しい環境にはあるというふうには思っております。

議長（角谷英男君） 巴里君。3回目です。

22番（巴里英一君） 賢明な議長ですから、一定の論議が尽くされたら表決をされるというふうに思いますが、市長、今お答えしてるように、本来はそういう方向できちんと整理すべきは整理すべきで、違うものは違うものだというふうに僕はやるべきで、あれもこれも一緒にたにまじってああたこうだという論議をすると、かえって整理がつかないまま、論議が深まるんじゃなしに広がってしまうと。それによってお互いに、言葉は悪いですが、憎しみみたいな心が生まれたりという決していい傾向にはならないんじゃないか。

そういった考え方の中からいえば、やっぱりお互いにどこがどう譲り合えるんかということが大事な点で、譲り合いながらできるだけ自分たちの意を、やっぱり100%自分のことが全部通るんだということは世の中にないわけで、100%通ったら相手は100%泣くわけですから、そういう点はやっぱりお互いに痛みも分かち合いながら、こういった方向で解決をしていただくということをぜひともお願いして、そのときに改めて議会の皆さんにお問いかけ願って、そして御賛同いただくような方向であれば、なおかつよろしいかなというふうな私の期待を込めた質問を終わります。

議長（角谷英男君） ほかに質疑のある方、恐れ入りますが、挙手いただけますか。 2人

いらっしゃいますから、1時まで休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時1分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第1号について質疑を続行いたします。質疑はありませんか。 島原君。

16番（島原正嗣君） 午前中も議論がたくさんございまして、若干重複するかもわかりませんが、御理解をいただきたいと思っております。

1つは、最近4項目にわたっての要望書が出てきたと、こういうことですが、私見てないんですが、過去に出された要望と同じような内容だと思うんですけども、これはいつごろ4項目の要望書を受け取ったのか、御説明をいただきたい。これが1点です。

それから、もう1つは、午前中の市長答弁の中で払い下げは非常に難しい問題があると、従来からもそういう言い方をしてきたんですけども、これは例えば現在払い下げをする場合は、法的に何か規制があって、あくまでも建てかえの方法でないとだめだというふうな、そういう法律上の規制があるのかどうか、それとも市長の政策上の問題であくまでも建てかえということの前提に基づいての住宅政策の一環であるのかどうか、そこら辺についてお答えをいただきたいと思っております。

それと、前回の所管の常任委員協議会でもお話をしたんですけども、最近裁判所自体も、刑事、民事いろいろあるわけですが、一般的な民事の場合は、裁判所で処理できないくらいたくさんの事案が山積みされてると、こういうこともありまして、国の方におきましてできるだけ和解の方向で決着をしてほしいと。そのためには裁判所以外の形で第三者機関にそういう裁判関係の軽便なものについては相談を受けるような検討がなされてるようであります。

そういう視点からしても、私は市民と行政が争うということは、一貫してどうかなという考え方を持っております。こういう時代ですから、もっと胸襟を開いて、午前中の議論にもありましたよ

うに、文書で出せと、文書で回答すると、こういうキャッチボール的なやり方がいいのかどうかということも今の時代に合ってるのかどうかということも若干疑問視をいたしております。むしろ市長と、行政と市民が胸襟を開いて、この問題についてどうするかという英知、知恵を使っていくということが大事ではないかなというふうに思うんですが、この点についての御答弁をまずいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、住宅政策の問題でございますけども、公営住宅は法律でその目的が定められておりますので、当然、住宅困窮者に対して低廉な家賃で住宅を供給するというのでございますから、当然その趣旨に沿って運用されるべきものであるというふうに考えております。

それと、払い下げに対しての規制云々でございますけども、これは公営住宅法でも当然一定の縛りがございまして、その後の通達等でも三大都市圏においては建てかえをするようにということが出ております。

それと、裁判で決着するんではなしに話し合いで何とかならないかということでございますが、例えば民事でもいろいろありますけれども、補償とかそういうものを求めている訴訟であれば、裁判所が入ったの和解案とかそういうことは一般的にはあり得るわけでございますけども、これは所有権移転登記の請求事件でございますから、調停といいますか、和解というのは、なかなか中間というものはないわけですね。ですから、所有権移転請求を認めるのか認めないのかという結論しかないというふうに考えておまして、この訴訟ではそういう和解といいますか、そういうのは非常に難しいんじゃないかなというふうに考えております。

それと、文書でやりとりするんじやなしにということでございますが、私も本来はある程度話し合い事というのは、お互いに口頭でやって、最後までとまる、あるいは1つの案になったときに文書で確認するとか、そういう方法がいいというふうに思っております。

後ほど4条件要望書の内容は担当部から説明さ

せませすけれども、当時出た内容については、なかなか通常の範囲内ではいい回答ができない内容の要望書であったわけですね。ですから、それをその時点で公文書でやりとりをしてしまうと、次にその話し合いが仮にいろんな形で進んでいったとして妥協点を見出すという方向になったとしても、そのときに例えばゼロ回答的なものを文書で発しておれば、逆にそれが非常に困難になってくるということにもなりかねないということで、その当時はお互いで文書のやりとりは控えようと、こういうことになったわけでございます。

今回文書で出てきているということでございますから、文書で出た以上は文書で回答せざるを得ないとは思いますが、本来ですと、そういうことをさきにしてしまうと、いろいろ後やりにくくなるんじゃないかなという危惧も持っております。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 4項目の昨今の要求書の提出でございますが、日にちは7月17日付で3住宅の代表者から市長あてに4条件の提示確認書という形で、再度文書での回答を要求されております。中身につきましては、去る平成9年6月の話し合いでの4項目と内容的には全く同じでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 本問題は係争中になってるわけですから、余り中身に触れるような議論は法律上差し控えた方がいいなとは思いますが、ただ今日まで長い時間をかけて、私も水道庁舎の時代から議論があるときから参加をいたしておるわけですが、市長の考え方、住民の考え方もよくわかっております。問題は、もうそれぞれできればお互い自主的に決着を図ったらどうかというような思いでいっぱいです。

この3住宅に限っては、午前中なりこの前の議会でも相当議論が尽くされておりますように、住宅に対する経過というものが御案内のようにあるわけですね。泉南市全体の一般公営住宅の場合は、既に御存じのように相当数払い下げを受けてる市民もおるわけです。ただ、3住宅の場合は、二重地番の問題とか、あるいは建設省の原則として建

てかえという一定の枠組みのあったようでございますから、それはそれなりにその理由があったわけで今日まで来てるわけですが、本来公営住宅に入ってる方々の権利なり、あるいは払い下げをしてほしいという願いなりからすれば、私はやっぱり無理からんところがあるのではないかと。

問題は、今日の時代はやっぱり結果の平等というものをどう行政が判断をしていくかということなんです。だから、住宅政策の中で一方では払い下げをしてきた経過がある、一方ではこれからも建てかえを重点にした形で行政あるいは市長の住宅政策として持続したいと、こういうこともわからないのではないのですけれども、今問題になっているのは、何回も申し上げるようになりますけれども、さまざまな歴史的な経過を経て今日に至ってるんです。今日の人間の生きる、生活をする中では、やっぱり何といても住の問題が衣食住足ってということはありますけれども、住に対する関心が非常に高いわけです。自分の家を持ちたいということは、だれでもそういう願いを持ってると思うんです。

ですから、行政からすれば無理を言ってるなという思いもあるかも知れませんが、本来この住宅については一定払い下げをするという原則にも立ってるわけですから、これからどうしていくか。例えば払い下げをして、そしてほかにまた公社、協会等で抱かえておいた空き地を利用して建てかえるという方法論もあるでしょうし、そういうような観点から模索をしていくということが私はまず大事ではないかというふうに思います。

ただ、市長がこの前再任をされて、いろんな政策を市民に訴え、公約をしてきたわけですから、それを根本的に覆すというのはいかかなものかと思えますけれども、やっぱりできるだけ争い事のないような中で決着を図っていくという方向でひとつ最善を願いたいと思います。これは意見になりますけれども。

それと、楠本部長さんが今御答弁いただいたんですが、この4項目は平成9年の6月に要望を受けた項目と変わらないと、こういう御答弁ですけ

れども、これは具体的にもう一度どうなってるのか、お答えをいただきたいと思います。

それと、先ほど元市長の稲留議員さんから御指摘のありました裁判費用が非常に高いんじゃないかと、こういう御指摘を受けたわけですから、総務部長の答弁では、私も大体わかっておりますけれども、弁護士に支払う金額というのは一定の裁判の裁量範囲というのがありまして、それに準じた裁判費用が必要だということはわかっておりますけれども、もっと具体的に全国比較しても非常に高いんじゃないか、ある意味ではぼったくりじゃないかと、こういう意見が出てくるわけですから、もっと親切丁寧にその内容については、他の場合もどうなのか、うちの顧問弁護士に支払う裁判のお金は、そんなに高くないなら高くないというふうな形のをきちっと言ってもらわないと、できるだけ経費を少なくしてというふうな市民感情もあるでしょうから、その点もう一度お答えをいただきたいと思います。

以上です。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 4条件の中身につきまして御説明させていただきます。

まず、1点目が土地に関する遺失利益の補償、具体的には時価鑑定額の48.3%分、これが1点でございます。

2点目が昭和49年以後の約束不履行に対する慰謝料、これが2点目でございます。

3点目が増改築を認めた市長約束による自己資金投入額の補償。これは家賃据え置きということで書かれております。

4点目が正当な理由により請求できる営業補償、具体的にはたばこ店経営という記載がございます。

以上が4条件でございます、去る平成9年とほとんど内容的には同じでございます。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 裁判費用の関係でございますけれども、先ほどの質問者にもお答えをさせていただいたんですが、この報酬にかかる算定でございますけれども、これは泉南市訴訟事件等の報酬に関する規定の中の第4条の中に報酬の算定基準というのがございまして、今回の場合、

土地に係るものでございますので、土地の価格の算定をまずいたしまして、あと着手金につきましては、この金額の分類によって率が変わってまいりますけれども、50万以下の部分と50万を超える部分、100万を超える部分、300万を超える部分、500万を超える部分、1,000万を超える部分、5,000万を超える部分、1億円を超える部分という各段階に分かれた率を総合計したものの額、これに消費税を掛けたものが今回の660万ということでございますので、この基準に基づいて算定をいたしておるということでございます。

ちなみに第1審につきましても、こういう形で算定をさしていただいた中で支払いをいたしておるところでございますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 4項目の楠本部長さんがお答えをいただいた内容ですけれども、これは基本的にはこの中身を見ますと、払い下げということの方向で検討する場合の内容がほとんどではないかなと思うんです。

それと、今、回答すると、具体的なことを申し上げると、これからの裁判のあり方にも関連がありますので、かえって住民の側に不利益なことになるのではないかという心配もしてるようですけども、この4項目の基本方針としては、建てかえ、和解ということが前提でして、そういう中で話し合いに応じるということかどうかちょっとわかりませんが、そこらあたり行政はどのような理解をされておるんですかな。

先ほどの答弁では、楠本部長はもう既に回答の準備はすべてまとめておると、こういうことなんですけれども、当事者に回答するまでに議会に答えるのもいかがものかなと思いますけれども、考え方はやっぱりきちっとしてもらわないと、片一方では裁判でいろいろ係争中ということもありますし、片一方ではその4項目についてといういろいろな問題もあると思うんですけれども、やっぱり私たちも議員として一定の理解を深めたいという面もありますから、行政としての考え方はどうなのか、お答えをいただきたいと思います。

それと、中谷総務部長が今おっしゃいました裁判費用の問題ですけれども、これはたしかに条例にはそう書いてます。書いてますけれども、私のお伺いしたのは、先ほどの稲留議員さんの御質問で高いのではないのかと、ある意味では。これだけ660万もかかるんかいと、こういう御質問が

人の質問ですから余り言及はいたしませんけれども、この裁判費用に関する積算基準というのはそら確かにあるでしょうけれども、泉南市の場合は、弁護士さんに払うこういう費用を積算する場合にはどの位置ぐらいなのか。弁護士によっては一定安くしてくれる、あるいはもうちょっとまけてほしいと言えばそれにこたえられる弁護士事務所もあるでしょうし、いやいやそれはもう一定基準が法律で決まってるんだから、最高値をとってこれだけ支払ってもらわんと困りますよということなのか、そこらあたりの交渉内容は一体どないなってるのか、もう少し具体的に御説明をいただきたいと思います。

これで3回目ですから、議長に注意されますとまた切れることもありますからもうやめますけれども、いずれにしてもやっぱり今日の時代は、そりゃ命がけで争うこともあるでしょう。自分の利益、利害を守るためには一生かけて裁判をやらなきゃならない、男として争わなきゃならんという心意気もわかるけれども、この問題は、地方自治法にも書いておりますように、やっぱり地方自治の本旨は住民本位ということが基本原則であるし、憲法にはそれぞれの人権の保障、個人の自由というものも尊重すべきではないかという日本の法治国家としてのあり方を今問われてる時代でもあります。

私は、市長として大変重大な政治決断をしなければならんということもあると思いますけれども、ここらあたりを私は少なくとも長い間議員をさしていただいて、見ますと、何回も言うようですが、市民と行政が相争うということはいかがなものか。あくまでも原則は裁判所に持って行っても、結果としてお互い胸襟を開いてもう少し話し合えば、私は明るい展望が開けるのではないかという希望意見を付しまして、これで質問を終わりたいと思います。答弁だけちょっとお願いします。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 御指摘の4条件につきましては、去る平成9年、このときに出された内容とほぼ同じであるということで、平成9年の際には裁判がまだ起こっておらない、控訴されておらない時期でございます。そのときの4条件がそのまま今回要求に上がってきたということで、多分この内容から見ると、払い下げをしなかった場合にはこういう条件を飲んでいただきたいと、こういう内容だと考えております。

現在、この項目について再度出てきたわけですが、現在控訴中でございますので、内容につきましては十分精査した中で慎重に回答しなければいけないということで、現在素案ができ上がっておりますが、裁判中であるということを経眼中に置いた中で回答しかできないという形で今原案をつくっておる段階でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 再度のお答えでございますけれども、先ほども御説明をさせていただきました積算基準に基づいておるわけでございますが、今回の裁判は、内容的には所有権の移転ということでございますので、3住宅の土地の面積がかなり広うございます。その中で経済的利益額というのがかなり膨大な金額になってくるということでございますので、泉南市の訴訟事件等の報酬に関する規定で積算した金額、これは標準で積算した金額でございます。ですから、その中では660万ということになったわけでございます。

当然、1審からの継続ということの中で、今の泉南市の顧問弁護士に継続してお願いをしておるということでございますので、この金額が高いか安いかわかりませんが、比較して他の弁護士事務所に問い合わせということも行っていないわけですが、この基準に基づいて弁護士と話し合いをしてこの金額に決めたということでございます。

ちなみに、第1審は855万4,000円ということでございました。今回は地価等が下がってきているということの中で経済的利益額も下がってきたということで、第1審よりは200万近く下がってきたということで御理解を賜りたいという

ふうに思います。

議長（角谷英男君） ほかに。 松本君。

11番（松本雪美君） もうたくさん論議が尽くされて、十分な回答であったならば、私はもう質問しないでおこうと思ってるんですけど、皆さんの発言された答えというのは、これまでの経過を踏まえてみても違ったところもあるということで、その辺のところを少し指摘もしておきたいと思うんです。

例えば、巴里さんの質問では払い下げのために何らかの事務処理が進んでいたのかという、そういう質問があったんですけど、それは何も答えがなかったというふうに私聞いたつもりなんですけど、しかし実際には3団地の70戸の測量がすべて実施をされて、そして測量図までも完成されているんですね。これはこれまでの議会の中でも明らかにされていると思うんですが、このことが答えてくれなかったし、もう払い下げをするということでどんどんそういう事務処理が進められていたという事実があったわけですから、そこは何も黙っているという、ないというような答えではおかしいと思います。

それから、昭和61年の2月には、もう稲留さんが市長のときの最終の年ということですけども、二重地番の解消も、それから所有権移転登記も訴訟を起こしたりして、これも完了をして、すべて払い下げできるという実態があったにもかかわらず、このことが住民には伏されていた、知らされていなかったということでありました。こういう事実があったということで、平成8年の6月ですね、6月議会の前日に当時の若野課長とか宮内さんなんか住宅へ来られて、二重地番が解消され、そして所有権の移転もきちっと終わっていたということを報告されたそうです。こういう手違いがあったということではおわびもあったらしいんですが、そのことを上林助役に話をされ、なぜこういう事態になったのかということ話をしたら、忘却をしていたという発言があったということです。

この時点では、当然8年ですからもうマスタープランもつくられておりましたし、払い下げをしない、建てかえるということでどんどん進められ

ていたときでしたから、当然忘却をしていたという、今まで伏されていたということで、住民が怒るのは当然のことやと思いますし、こういう間違いがあったのにもかかわらず市長さんは、先ほどの質問の中でもあくまでも何回か住民と話し合っただけで、それで市長は建てかえるのか、それとも払い下げをしてくれるのか、2つに1つどちらかの選択を迫られたと、こういうふうにおっしゃって、最終的には建てかえるというふうに結論を出されたということですが、実際にはこのことを市長は苦渋の決断をしたと、こう言って建てかえを言い渡されたそうです。

これは平成7年の12月26日だったそうですが、その後でこの60年、61年の問題が解決されていたということがわかってるわけですよ。市長さんが当然マスタープランをつくられて建てかえをするということを決めた後でこういう問題が発覚して、そして間違いであったということがはっきりしたのにもかかわらず、市長はその考え方を変えなかった。このことは、先ほど稲留さんの質問の中でも稲留さんに対して市長の引き継ぎがなかったからこうなると、そういうふうにおっしゃったわけですが、間違いがわかったという段階でやっぱりその間違いを正すという行為をされるのは、そのときの長の態度、立場ですよ。住民無視で進められてきたことに対する反省も込めて、やっぱりこれは余りにもひどい強行姿勢であったのではないかと、こういうふうに私は思うんですね。平成7年の2月からずっと話し合いをされて、そして何十回も話し合いをされてるそうですが、最終的にはこういう結論を出されたそうです。

もう1つ問題は、先ほど上林さんの答弁の中でも、なぜ払い下げができなかったかということの結論に達したと言われてるものに、いろんな資料を探したけれども、総務課長の当時、建てかえをせよという文書が出てきたと。ちょっとニュアンスが違うかも知れないですが、とりあえずその文書が出てきて、払い下げはしないと、払い下げ可能団地ではないという結論を出されたということですが、このことを取り上げても、その文書そのものはもう私文書であると、公

文書ではなかったということが、この議会の論議の中でもはっきりとそこは解明されてきたことでありますから、その文書を盾にして、払い下げができない団地であるということ結論づけられるというような言い方は、やっぱりぐあい悪いのではないかなと。

平成9年6月11日に住民の方とお話し合いをされてるわけですが、その中でも上林助役は3住宅70戸は建設省に払い下げ申請をしていなかった、こういうふうにはっきりと言われたそうです。だから、もうこれは9年の話ですからね、やっぱりあくまでも平成6年からマスタープランの計画をつくられて、その計画は建てかえをするということをはっきり結論づけてこういうことを進めてきた、これをあくまでも強行してこうという、いろんな問題が解決されて、昭和47年から払い下げの話が出てきて、49年に市長になられた稲留さんも払い下げをするということで結論も出されて、住民との約束もしっかりと守って進めていこうとして、すべてをクリアしている時点がこの昭和61年2月なんですよ。

だから、そこら辺のこともずうっと話の筋道を通して見ていくと、やっぱり市長の進めようとしてきた建てかえ計画そのものが、住民無視であり、住民との約束をほごにしまった、こういう事実がはっきりとあらわれてくるのではないかなと、私はそういうふうに思ったし、答弁された中身についても不十分な部分や間違っていた部分があるのではないかと思ったので、指摘をさせていただきました。このことでお答えがあるんでしたら言ってください。私のこのことに対して間違いがあるんだしたら言ってください。

議長（角谷英男君） 松本議員、今は質疑の時間ですので、具体的に質疑を繰り返してもらわな困るんですよ。

11番（松本雪美君） そしたら、こういう問題についてどういうふうにお思いになりますか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 平成7年から何回となく入居者の皆さんとお話し合いをしまいいりまして、そのときに二重地番の話が出ております。そのとき私は申し上げておりましたのは、私はずっと事

業部といたしますが、長かったわけございまして、当時二重地番の整理をやっていたのは農業委員会がやっております、もう亡くなられましたけども稲葉さんという局長兼産経課長だったと思いますが、されておられて横でいろんな傍受をしておりましたんでね、同じ部ですから。二重地番の御質問が出ましたので、そのときお答えしておきましたのは、二重地番については既にもう旧地番閉鎖されるはずですということをその会議の中で御答弁をいたしております。これはその会議というのは、皆双方記録テープ、録音しておりますから、そういうことを私の方から申し上げております。

それから、マスタープランは平成5年度だったというふうに思います、つくったのは。

二重地番というのは、氏の松住宅だけではなくて、昔のれんが工場ということで、市場岡田線、今はもう開通しておりますけども、あの辺もかなり二重地番がありまして、その解消もあわせてやったわけでございますが、道路部分は少しおくれたできたわけでございます。そういう経過がございますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方から2点について御答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目の午前中の巴里議員の質問の中で私が受けとめたのは、当初49年度には10住宅の払い下げを行った以後、法的なそういう事務処理をしておったかという質問ということで受けとめまして御答弁申し上げたんですけども、49年に10住宅を払い下げた以後、要するに法的な事務処理の記録は出てこなかったということでございます。この法的な処理というのは、公営住宅法では払い下げを行う場合はその都道府県と協議が必要でございます。その協議するそういうなにか10住宅を払い下げをした以後には記録として残ってこなかったということでございます。そしてまた、私は総務課長に就任してからも、そういう法的な事務的な処理のことは全然しなかったということでございます。

なるほど松本議員おっしゃるとおり、もし払い下げを行うとなれば、二重地番なり所有権移転が

できてなかった住宅が2カ所ございましたのは、当然そういうものの処理はまず必要でございます。もう1点おっしゃる測量等も必要でございます。

巴里議員の質問は、たしか法的な事務処理を行ったかという意味であったということで私は認識したところでございます。

そして、入居者と話をしているときの3住宅は申請しなかったと。当然、私はそのように言うております。話の過程は、じゃ3住宅は許可、不許可という文書があったかというのは、入居者の方から主張しました。当然、これの事務処理は、不許可ということはございません。住宅の払い下げというのは、当初本市におきましても、まず13住宅を払い下げするという予算化をまずいたしました。その予算化した年度途中で、当然大阪府との協議がございます。そして大阪府との協議の中で、まず13団地のうち10団地は払い下げを実施しなさいという形の協議の上で10住宅のみを申請するという、そういうシステムの関係でございます。当然そういうことですので、3住宅は当時の建設省の方へは申請はしておりません。そういう意味ではないということを話し合いの中で言ったものでございます。

議長（角谷英男君） 松本君。

11番（松本雪美君） 昭和47年から払い下げの問題が起こってきて、稲留さんのときには全住宅を払い下げるという結論で、最終的に処理されたのは10住宅ですか。そして問題があるから、解決すればすべて払い下げするというこの結論に達しているんですから、今の助役の御答弁では、払い下げの申請を建設省にしなかったというそういう事態は、一体なぜそういうことになったのかということも、はっきりとした私たちに知らせられるようなことはないんですよ。理由は何編聞いてもおっしゃらないわけですよ。だから、その辺のところを私は指摘しておきたいと思います。

それからもう1つは、何度かの3住宅の方たちとの話し合いの中で、もちろん市長さんの来られた席もあれば、そうでない席もあったと。何十回もやられたということですけども、いつも二重地番の解決はどうなったんか、それから移転登記も済んだのか、どうなったんかということは何回

か答えを聞いてるんですが、その都度市長さんは今は進行中や、継続中やと、そういうようなお答えがあって、そして何回かそういう発言があったらしいですね。それはもう住民の方が自分たちがきちっと筆記をして、そういう時点、時点のことは残されているから、そういうふうにおっしゃってます。

ただ、平成8年6月に上林助役が忘却していた。それから以後は、1回も進行中やとか継続中やとかというような発言はもうなくなりましたと、こういうことですね。といいますと、市長は、60年から61年にすべて完了していたこの事実、そのことについて知らずにこういうお答えをしておられたんでしょうかね。それから、測量図もでき上がるくらい、もう今すぐにでも払い下げができる実態になっているのに、そのことも伏せられてきた事実を市長自身は全く知らずにこういう結論を出されたということですか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほども御答弁申し上げましたように、お話し合い中に、これはかなり前のことでございますけども、二重地番はどうなるんかという質問が、私出席した会議でも出ました。そのときに私お答えしたのは、先ほども言いましたように、同じ事業部で、もちろん私は担当しておりませんが、当時の農業委員会事務局の方でやられておまして、旧地番閉鎖ができたということを部内で話されているのを、すぐ同じ部ですから聞こえてきますので、それを聞いたことがございましたから、たしか旧地番閉鎖はできてははずですよというのは申し上げたところでございます。

それから、測量図云々ということでございますけども、これは当時からやられていたというのは、直接私というか事業部で担当しておりませんが、薄々は知っておりましたけれども、それとまた建てかえと払い下げの議論というのはちょっと別でございまして、これはやはり公営住宅の今後どうあるべきかという考え方でございますから、それが即連動するというものではないというふうを考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 松本君。3回目です。

11番（松本雪美君） 最終の今の市長のお答えは、やっぱりちょっとおかしいと思うんですね、私は。ずっと払い下げをするということで行政は事務処理を進めておられたからこそ、測量もされたわけですよ。図面もしっかりでき上がったわけですよ。何も無いのにむだなお金を使うことは絶対ありませんでしょう。普通なことですね。それをやられてたということは、払い下げという事実ですべてが進んでいたという結果ではありませんか。

だから、市長自身は今おっしゃられた答えについては、やっぱり自分のしてきた姿勢に対して、強硬な払い下げの姿勢に対してやっぱり反省をするべきではないでしょうか。強硬な建てかえをする姿勢、この強硬な姿勢をやっぱり反省して、ちゃんと住民との約束の立場に立って納得のいく解決をするべきではないでしょうか。

4条件を提示されている事実についても、皆さんからも指摘をされています。住民も4条件は建てかえをするために運動してきた、そのために出した4条件ではありませんと。あくまでも払い下げをしてほしいという、そういう思いを込めてずっと運動してきた。しかし、市長がそういう強硬な姿勢を示したからこそ、もうたくさん皆さんに迷惑をかけることは、やっぱりその辺ではぐあいの悪いことかもしれないと。そういう思いから、それならばひざを詰めて話し合いをしていこう、そのつもりで出された中身なんですよ。それなのにゼロ回答という最終的な結論だったではありませんか。それで指摘されたら、また今回やっぱり文書で出してくれとかいろいろ言うてはりますけども、やっぱり今までの経過から見て、その経過を正しく解決していく方向へ向けていくのが市長の責任です。いかがですか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私は何も強行なことはしておりません。平成7年に会議を始めたときに、ことし中、すなわち平成7年中に建てかえあるいは払い下げ、答えはどちらでもいい、ことし中にはっきりしてほしいと。どうするんやらわからんというのは一番困るという、その話し合いの中で

の入居者の代表の方々からのお話がございます、それで平成7年の12月に一定の結論を出したわけでございます。ですから、何も強行ということは、ちょっとそれは心外でございますし、当時のお話し合いの内容を十分御理解いただけてないのかなという気はいたしております。そういうことでスタートした話し合いなんです。

どっちな結論を出してくれたら、我々もそれにまた対応をするという、こういうお話でございましたんで、平成7年の12月に約束どおり、私もつらい立場でありました。当時、村山総理だったんですが、苦渋の選択という言葉がありましたけども、そういう形で非常に苦しい選択をしたのも事実でございます。それは会議でも申し上げました。じゃ、今後どうするかということで、話し合いをしていきましょうということでやってきたわけでございます。何も最終的に話し合いに一切応じないとか、そんなことで決裂したものではありません。

ただ、その過程において、確かに時間は長くなってるといってもあったかもわかりませんが、入居者の皆さんから訴訟の話がございました。私は、訴訟も一定のやっぱり権利があるわけですから、市長がとめるとかとめないという、そういうのはやっぱりよろしくないわけですから、それはあくまでも自主的な判断にお任せをするというふうにいたしましたわけでございます。ただ、そのときに私の意見だけは申し上げさせていただいたんですけども、訴訟に踏み切られたということで、今日に至っております。そういう過程がございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

成田君。

18番（成田政彦君） 専決処分の承認を求めるについて、報告第1号を認定しない討論をいたします。

住は福祉であり、住が安定してこそ人としての生活が安定することです。築40年たっただけに、本来ならば払い下げという条件がもしなかったならば、もうこれは建てかえられて、

きちっと住民が生活を保証されているのが当たり前であります。市が払い下げを住民に約束をしたことから、今日のこの問題が発生しとるんであります。二重地番の問題とかいろいろあります。しかし、すべてそれを整理して本来住民が40年近くたってもこの払い下げを期待し、また今も熱い思いで期待しております。

これに対して、地方自治法では住民の福祉に寄与すると明確に書いてあります。市は住民の目線に立ってきちっと住民と話し合いをすることが大切ではないでしょうか。しかし、話し合いに当たって、家賃の支払いを条件にするとか、あるいは最初から払い下げをしない、そういう意図を酌んだ話し合いをもって臨むとか、こういう行政から高いハードルを持った話し合いをするということについて、住民にとってはなかなか話し合いはできない問題であります。

私もはこの応訴に当たる前にきちっと住民と話し合って、住民から出た4項目についてもこれに対する回答をきちっとすべきであると考えております。

以上、この認定については反対するものでございます。

議長（角谷英男君） 稲留君。

13番（稲留照雄君） 当案に反対の意味で意見を述べたいというふうに思います。

私は、この問題は経過の問題をやはり重視すべきだと思います。

もう一つは、裁判において政治家のモラルが問われました。政治家が言うことについて信用できないということでありました。私は泉南市議会の皆さんも同様に、この長い経過の中でそういう判決が行われたということについても抗議をしなければならぬと思いますが、とりあえずこの案について私たちが賛成する理由は全くないと、そういう意味で当案に反対の討論をいたします。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4、報告第2号 専決処分の承認を求めるについて（平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

〔報告書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました報告第2号、専決処分の承認を求めるについて（平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号））につきまして御説明を申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決理由につきましては、石谷農道災害復旧工事、中学校コンピューター機種更新事業、樽井幼稚園遊戯室整備工事など、至急に事業着手する必要がありましたので、これらの事業執行に要する経費の予算措置について専決処分したものであります。

13ページをお開き願います。歳入歳出の総額にそれぞれ9,771万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ182億2,533万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

21ページをお開き願います。総合福祉センター費の35万6,000円は、前年度に引き続いてIT講習事業を実施する経費で、その全額は府支出金で賄うこととなりますが、9月末までの事業完了を求められていることから、専決による予算措置を行ったものであります。

次に、23ページをお開き願います。防潮堤道路整備事業費の委託料400万円は、前年度に引き続き大阪府企業局施行の防潮堤撤去を受け道路整備を行うもので、本年度の予定延長480mの年度内竣工を目指す必要があることから、工事施

行に先立つ測量設計業務について7月中の予算措置が不可欠であったため、専決処分を行ったものであります。

次に、24ページをお開き願います。学校施設整備費の備品購入費4,617万4,000円は、市内4中学校の学習用コンピューター約160台を更新するもので、事業の性格上、夏休み期間中の執行、完了を求められましたので、7月中の予算措置が必要となり、専決処分を行ったものであります。

次に、その下、幼稚園施設整備費の工事請負費660万円につきましても、樽井幼稚園の遊戯室を改修するもので、事業の性格上、夏休み期間中の執行、完了が必要であったため、専決処分を行ったものであります。

次に、25ページをお開き願います。農業施設災害復旧費の1,753万円は、本年3月に発生した石谷農道ののり面崩落について復旧工事を行うもので、台風期の豪雨による被害拡大を防止するため、専決による予算措置を行ったものであります。

また、地方債の追加につきましては、17ページに記載いたしております。

なお、歳入の明細につきましては、19ページから20ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。前田君。

5番（前田千代子君） 24ページの幼稚園施設整備費のことでお聞きいたします。

6月のときには施設設計委託料としまして70万円が計上されていたのですが、今回抜けているのはどういう理由でしょうか。それと、これの自身についてもお聞きします。

それと、もう1つは、これは樽井幼稚園の設備のことでこういう費用が要するということなんです。樽井幼稚園以外にほかの幼稚園の施設の管理は十分なのでしょうか。特に統廃合が予定されています新家と新家南幼稚園にはそういう手抜きは

ないのでしょうか。

それと、幼稚園の耐震診断の結果も教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（角谷英男君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 3点ほどございましたので、お答えいたします。

まず、6月の補正予算で設計委託料を計上していたのに今回は計上されてないという件にまずお答えいたします。

6月補正では確かに70万円の設計委託料を計上いたしておりました。ただ、その補正予算を原課で積算する時点は5月でございました。その時点では外部に設計委託を発注するという考えであったわけですが、その後時間の経過の中で本市の都市整備部との協議調整が進む中で、市内部で設計ができるということになりましたので、今回の専決の中では必要がないということで、それはもう省略させていただいております。

それから、幼稚園の関係の設備でございますけれども、当初予算で幼稚園については500万円の修繕費を骨格予算の中で組み込んでおります。それで緊急性を要するものについては、その中で対応してまいります。

あと、本格的な施設の整備ということについては、この6月の定例会でもお答えいたしましたように、一昨年から小学校、中学校と耐震予備診断をやりまして、今年度幼稚園の耐震予備診断をやっております。この24の学校・園の診断結果がすべて今年度中にそろいますので、それを受けて今後のいろいろな学校あるいは幼稚園の園児・児童の推移、あるいは市の中期的な財政見通し、さらに補助制度の動向、そういういろんな要点を勘案する中で全体の整備計画、これを確立していきたい、そしてそれに基づいて計画的に大規模改修をやっていきたくて、そう考えております。

ダブリますけれども、幼稚園の耐震予備診断は今年度実施ということですので、これは結果が出次第また御配付させていただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 前田君。

5番（前田千代子君） 統廃合が予定されている新家と新家南幼稚園の施設の方のこれからの管理

というか、そういうのはどうなってますか。

議長（角谷英男君） 補正予算で今やっておりますから、ちょっと外れてるかと思しますので、沿った質問をお願いしたい。改めてどうぞやってください。前田君。

5番（前田千代子君） どうも失礼しました。

そうしましたら、幼稚園全体で今の施設の状況はどうなってるかということはよろしいでしょうか。

議長（角谷英男君） 何度も申し上げますように、今この報告第2号で補正予算をやっておりますから、何度もいいますが、あくまで内容に沿って具体的にわかやすく質問をお願いしたい。よろしいですか。

〔前田千代子君「はい」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） ほかに。 大森君。

4（大森和夫君） 質問させていただきます。僕も幼稚園問題で、どういうふうに言うたらええかと思えますねんけども、ただ今回この予算というのは、4月の予算が市長選挙もあって骨格予算ということで、今回の補正、それからこの専決がそれを肉づけする予算であるということもありますので、そういう意味で施設全体のことを、泉南市の施設全体のことも、幼稚園全体のこともお聞きしたいと思えます。

市政運営方針の中で見ますと、「社会環境の変化や保護者のニーズに即応した施策を推進し、幼稚園教育の充実・発展を図ってまいります。」というのが市長の施政方針であります。

そういう立場からいいますと、樽井の遊戯室の改善ですか、それが今緊急を要するような事態まで放置されてると。結局、あわてて前回の予算が通らなければ専決でしなければならぬような事態にもなっていて、例えば委託費80万が消えましたけども、これ、そしたら委託する必要、もともとそういう予算を上げなくてもよかったんじゃないかというような疑問も起きてきますわ。それで安く済んでよかったかもしれませんけども、この委託設計のかわりに仕事をした教職員とか市の職員にとっては重たい負担の仕事がふえたんじゃないかというふうに思ってます。

こういう緊急性を要するような樽井の遊戯室の

ことが今まで放置されていた、その理由についてお答えください。

議長（角谷英男君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 毎年通常の修繕費ということで予算に計上はいたしておりますけども、その中で樽井幼稚園の遊戯室については若干の費用がかかると、大きなウエートを占めるということで急いでたわけですけども、なかなか手をつけられなかったと。現在、樽井幼稚園は非常に泉南市の幼稚園の中でも園児数の多いところでございますし、床あるいは壁の傷みというのもひどくなっておりますので、今回緊急性ということ強く訴えまして、財政当局に御努力いただきまして予算を確保できたということでございます。

以上です。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） こんな緊急事態まで何でほっていたんかということを知っているわけですよ。こういう答弁やったら、議長の方はその範囲を出たらあかんと言いますが、本当にほかの幼稚園どないなっていたんかと思えますよ。

500万円の予算は先に組んでたわけでしょう。その上でこういう樽井みたいなことが起こると。そしたらほかの幼稚園どないなってるか、それから市長がおっしゃってるような幼稚園教育をますます発展さす、充実さすという、こういう立場で実際行われてるのかということが心配なんです。もうちょっときっちりした答弁ね、本当に幼稚園教育を発展さすような立場で施設の改善に取り組まれてるのか。こういう事態でしたら、他の状況、他の幼稚園、本当に心配ですよ。

特に、前田議員も言いましたけども、廃園の計画がなってるような幼稚園が、あなたのお話を聞いてたらもうほってるんじゃないかという、どうせ廃園計画が出てからほってるんじゃないかと、そういう心配さえ起こるから質問してるんですよ。もうちょっと的確な答弁、それから幼稚園教育を発展さす、充実さす、こういう方針でのきっちりした安心の持てるような答弁をお願いいたします。

議長（角谷英男君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 全体の大規模改修を含む施設の整備ということは先ほどお答えいた

しました。今後、全体計画を策定する中で計画的にやっていきたいと。ただ、応急的な修理等については、例えば今年度当初500万円が幼稚園の修繕費でございます。それではとても賄い切れないというようなある程度一定の規模について、例えば今回の樽井幼稚園の遊戯室については、これは660万円ということでございますので、これは別枠ということで、たまたま当初予算が骨格でございましたので、補正予算という中で専決処分ということになったわけでございます。

いずれにしろ、市は計画的に今後やっていくということは、さきの定例会でも御答弁申し上げました。今後、今年度の幼稚園の耐震予備診断の結果を受け、全体の施設整備計画、これを確立した上で計画的にやっていくことをはっきりとお答え申し上げます。

議長（角谷英男君） 大森君。3回目です。

4番（大森和夫君） その答弁を聞いてみても、本当に幼稚園教育を発展さすとか、それから園児の置かれてる立場、ちゃんと教育がうまいことしてるんかという立場での答弁じゃないと思えますわ。何か財政のことを言うてみたり、それから問題が出たらその都度やるというような形であれば、ほかの幼稚園ではそういうことは問題ないですかと。予算的な規模で、500万でしか当初つかなかったから、樽井はこうやって補正を組まなあかんというようなことであれば、ほかの施設はどうなのかということもきっちり答えてもらわなあきませんよ。

実際どうなんですか。予算がつけへんかったらこういう危ないところもほっとくんですか。何か予算がついたからできたというような答弁であれば、実際子供たちの置かれてる状況とかどうなってるんか、その辺をきっちりお答え願えんと、何度も言いますように、市長の施政方針の中では、幼稚園の教育は充実・発展を進めていくと、市長も書かれてるわけでしょう。そういうことが保証できるような体制に市長、あるとお思いですか。ちょっとその辺もきっちりしてもらえんと、そういう答弁でしたら困りますわ。

言われてもらえば、これはもう意見として言われてもらいますけども、こういう施設管理をし

ないという最も典型が、言うたら幼稚園の廃園でしょう。東幼稚園や新家幼稚園を廃園するというのは、施設管理の責任を市が放棄すると、その典型と違いますか。もうそんなんしか思えない答弁ですわ。もうちょっときっちり答えてください。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 樽井幼稚園以外の昨年度の幼稚園の整備状況でございますけども、手元に数字は持っておりませんが、例えば雄信幼稚園あるいは新家幼稚園あるいは西信幼稚園、鳴滝幼稚園等、必要な 必要というんか、現時点で補繕等必要な箇所については、改修というんですか、補繕をやっておりますので、ほかの幼稚園を決してほったらかしてるということではなくて、一定その年度で必要な補繕については、予算の枠の中で年次的にこれまでもやってきてるということでございます。

議長（角谷英男君） ほかに。 上山君。

10番（上山 忠君） 若干お尋ねしたいんですけども、学校施設整備費で中学校のパソコン購入で一応160台を購入するというふうな説明がございましたが、各中学校あたりそれぞれ何台配置されるんか。それと、これで単純計算しますとかなり高いんですわね、1台当たりの単価が。それはどういうふうな形の中で、どういうふうな入札等を経てこういう形で金額を計上されてるんか、その辺をお願いします。

議長（角谷英男君） 中野教育指導部参与。

教育指導部参与兼指導課長（中野辰弘君） 中学校のコンピューターの件で御答弁申し上げます。

まず1点目、各校当たりのコンピューターの台数ですけれども、1校当たり生徒用40台、教師用1台と、そういう計算になります。

それから、160台の割には高いのではないかという御指摘ですけれども、コンピューターだけを購入するのではなくて、それに付属する物として、例えばデジタルカメラとかプリンター、プリンターを設置する台、液晶プロジェクター、それからソフト、講習会、もろもろのものを全部含んで購入してますんで、決して高くはないのではないかと考えております。

入札の件ですけれども、実はきのうの時点です

けれども、入札が終わっています。入札そのものに関しましては、契約検査課の方で中心に進めていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（角谷英男君） 上山君。

10番（上山 忠君） こういう質問をしてそういうふうな答弁が出てくるというのはおかしいん違いますか。専決処分したのであれば、これにこういう内容をすべて含めてトータルでこれだけの金額になりますというふうな形の説明をしてもらわんと、当然議会の審議をせんまま専決で処分されてるんですから、そしたらはいそうですかと。4校で1校当たり40台、教師用1台とかいう形の中で説明受けても、トータルで4,600万でしょう。そしたら決して高くはないという答弁ですけど、何をもって高くないという答弁になるんですか。

議長（角谷英男君） 中野教育指導部参与。

教育指導部参与兼指導課長（中野辰弘君） 再度詳細にわたって説明させていただきます。

コンピューター購入の内訳ですけれども、先ほど申し上げましたように、先生機、それから生徒機、こちらの見積もりということになりますけれども、4校で2,400万と、そういう計算になります。

それから、あと各生徒用のコンピューターを操作するためのサーバー機というのがあるんですけれども、サーバー機が各校1台ですので4台で173万ほど、それからネットワーク機器といたしまして、LANで結ぶ、各コンピューターを線で結んでいくんですけれども、それに関しまして4校で57万ほど、それからプリンターですけれども、1校が6台、すべてで24台になりますけれども、これで257万ほど、それからそれ以外の物として、機器搬入に伴う経費、これが4校で530万ほど、それからあとソフト関係ですけれども、画像転送ソフト、それからハイパーキューブ等学習に使うソフト等も購入しますんで、それが4校で400万ほどと。

概算ですけれども、合わせてほぼ予算としては4,617万4,000円と、これで考えておりますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（角谷英男君） 左部契約検査課長。

財務部契約検査課長（左部純夫君） コンピューター、パソコンネットワークシステム機器の入札経過について、結果報告をさしていただきます。

昨日8月7日、昼午後1時より入札を行いました。中学校につきましては、信達中学校、泉南中学校、一丘中学校、それと西信達中学校の4校でございます。

結果報告しますと、信達中学校につきましては、落札金額が1,060万、それに消費税を掛けますので、契約金額といたしまして1,113万円となっております。落札業者につきましては、株式会社カタナヤ。

申しおくれましたけども、指名参加業者につきましては、一定地元事務機器取り扱い業者5社にて入札を行っております。

次に、泉南中学校でございますが、これも落札金額が1,050万、それに消費税を掛けて1,102万5,000円となっております。

次に、一丘中学校、これにつきましては落札金額が1,050万、これも消費税を掛けて1,102万5,000円となっております。

ただ、入札4校のうち1校につきましては、第1回目の西信達中学校の入札をやった結果でございますが、物品の場合は入札は3回 事前公表、事後公表もしておりませんので、3回行いまして、不調に終わっております。ただ、夏休みという緊急性もございますので、地方自治法167条によりまして不落随契と、特命随契の今原課交渉を行っておりますでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 上山君。3回目です。

10番（上山 忠君） 今の御答弁聞いておりますと、本当に何で専決でやったんか、その議会に対する説明不足がとみに見られるんですわね。

そやから、当然中学校のパソコンのあれですから、そしたらどこのメーカーのやつでやって、機種はどんな機種であつてと、そのくらいのところまではやっぱり報告してもらわないと、今こういうパソコン関係はもう4カ月に一遍ぐらいは常に機種が変更しております。そういう中で、どういう機種を選択されたんか、その選択された背景等

についてもやはりある程度報告してもらわないと、専決されてもう既に入札も終わったということなんですから、この入札結果については、後日でよろしゅうございますんで、資料として配付していただきたい。

それと、なおかつコンピューターの機種設定に当たってはどういう観点のもとで機種設定されたのか、その辺のところをあわせて資料として出していただきたいと思います。

以上です。

議長（角谷英男君） 資料で出せ 今、答弁違いますね。

10番（上山 忠君） そしたら、答弁の後、文書でもって資料をお願いいたします。

議長（角谷英男君） 中野教育指導部参与。

教育指導部参与兼指導課長（中野辰弘君） まず、パソコンの機種ですけれども、最終的にメーカーとしてはNECの方で決まっています。それから、メモリーと必要なOS等、これに関しましては、現場の4中学校の技術の教師を集めまして、最低限こんだけのメモリーが必要であろう、OSとしてはこれがいいやろうと、そういう意見をもとにしまして最終的に決定しています。

そういう形で決定さしていただいて、最終的にこちらで仕様をつくって入札と、そういうことになってますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長（角谷英男君） ほかに。 松本君。

11番（松本雪美君） 24ページの交通バリアフリー基本構想策定業務委託料、委託料にしましたらかなり多額のお金ですね。700万円ということになっていきますので、この計画そのものはどんなものになっているのか、委託料の額についてもどういう算定でこうなったのか、その辺のところをお聞かせください。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 交通バリアフリー基本構想策定業務委託料700万でございますが、まず財源につきましては、うち600万が補助対象でございます、3分の1の補助200万円が国費として補助していただけます。

中身につきましては、平成12年度に施行され

ました交通バリアフリー法に基づきまして、和泉砂川駅、またターミナル等のバリアフリー化の推進を図っていく必要があるということで、本年度和泉砂川駅などの旅客施設を中心とした一定の地区におきまして、旅客施設、周辺道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するという基本構想の策定を予定しているところでございます。

これにつきましては、現在推進しております和泉砂川駅前の交通広場あるいは都市計画道路の整備、これにかかわる調査でもございますので、今後この調査を受けまして、当然バリアフリーにも配慮した整備の推進を図っていくということにいたしておりますので、よろしく願いいたします。議長（角谷英男君） 松本君。

11番（松本雪美君） 基本構想策定業務委託料ですから、実際にはもう専決ですから委託先も決まっておるわけですね。だから、もうちょっと詳しく、例えばどこからどこまでの区域にするとか、そういうものを当然答えてもらえんと思っただんですけども、答えてもらえませんでしたね。それから、業者も決まっているんですから、業者のお名前も聞かしてください。

それから、手順として、これが策定されるとどういう形で進めていかれるのか。年次を追ってやっていかれるのか、それとも一気にやるのか、その辺のところを聞かしてください。

それから、700万円という高額な中身についての説明もなかったと思いますので。

議長（角谷英男君） 和田都市計画課長。都市整備部都市計画課長（和田隆彰君） お答えいたします。

まず、区域なんですけれども、和泉砂川駅から樽井駅までを都市軸として考えておりまして、まずこの部分が都市軸としてバリアフリー化すべき場所でございます。その中でも特に和泉砂川駅を中心にあいびあ、総合福祉センターまでの間について進めていきたいと考えております。

それから、委託先でございますが、7月31日に契約いたしました。契約相手は東京エンジニアリング株式会社でございます。

それから、内容について、年次的といいますが、

時間を追って説明させていただきますと、まず、年間を通して協議会というのを国土交通省 国道関係、近畿運輸局の関係、それから府道、当然市道も含めまして道路関係、それからJR、バス等の事業者を含めまして、そして警察も入っていただきまして、当然バリアフリーでございますので、高齢者の方並びに障害者の方々の代表の方も入っていただきます。この方々の会としまして年4回は持ちたいと考えておりまして、その相前後でこの調査の打ち合わせといいますが、方向づけのための会議を持たなければならないということで、かなり時間を要するということを考えておりました。

それから、あと整備の方針なんですが、駅前の広場、それから街路事業等、とても単年度でできる事業じゃないと考えておりまして、年次的に整備していかなければならないと考えております。

お答え忘れておりました。700万の委託料をいただいておりますが、先ほどの東京エンジニアリングとは630万で契約しております。内容につきましては、先ほど申し上げました各協議会等で作成いたしました内容を整理精査して、最終的な成果品として上げさすということになっております。

以上です。

議長（角谷英男君） 松本君。3回目です。

11番（松本雪美君） この調査をされる範囲ということでは、あいびあのところまでとりあえずやられると。幅は和泉砂川駅を両サイドに挟んで岩出線と、こちらはどこなんかな。その辺のところまでも答えてほしかったんですが、よくわからないので、それは後でどの辺のところまでか教えてください。

そうすると、かなり広い、もう100ヘクタールぐらいになるんじゃないか、それぐらい大きなものになるんじゃないかと、そういうふうに思うんですけども、そういう広い地域の中で必要なバリアフリーというのは、当然歩道を整備したり、それから車いすが通行できるような事態はちゃんと整備されているか、それから子供たちが、バリアフリーやからそういう生活するにつけて困難な場所を改善していくと、そういうことですから、

かなりその広範囲の中で何をやらなあかんかというの、もう逐一細かく提起されると思うんですよ、この作業についてはね。

そうすると、それが仕上がるまでの時間、それからそれを具体的に進めていくために必要な費用、それから時間、そういうことを考えると、長期間にわたるものやと思うんで、一気にではできませんね、今おっしゃったみたいに。そうすると、本当に必要なところで緊急を要するようなもの、そういうものについては、もうそれまで放置されっ放しになってしまうのじゃないかというふうに私はすごく心配するんですよ。

例えば、歩道の真ん中に電柱があって、車いすで行くと、結局その歩道を車いすが通ることができない。だから車道を通らざるを得ない。特に最近、そういう車いすで通行される方たちが事故を起こしているようなニュースもよく聞きます。多いらしいですよ。

だから、そういうことを考えると、やっぱりいつまでも放置はしておけないと思うんですよ。歩道と車道とかでこぼこで、車道から歩道にも入ることもできない、歩道を通れば電柱に突き当たる、でこぼこでそれこそ段が多くてどうしようもない。そんな実態はやっぱりすぐにお金をかけて改善できるところもたくさんあると思うんです。そこを私は放置しないように、緊急を要するところについて、市民からの要望があれば必ずそれを受けとめて改善をする、そういうことが必要ではないかなと思うんですが、市民からの要望があったときにはどうされるのかも含めてお答えください。

それから、和泉砂川駅を挟んでどの範囲なんかというのも答えていただきたい。

議長（角谷英男君） 和田都市計画課長。

都市整備部都市計画課長（和田隆彰君） 調査の範囲ですけれども、まずバリアフリーですから、どの道この道はすべてないかとは思いますが、特に重点的にやっていきたいという箇所につきましては、先ほどおっしゃられましたとおり、砂川駅を挟みまして旧のといいますが、泉佐野野出線、それから大阪側といいますが東側につきましては、信達幼稚園を含みます中の池砂川線、それを海の方へずうっとおりていくような形で挟まれた部分

の樽井駅を過ぎましてりんくうタウンの中まで、約160ヘクタールございますが、そのうち、特に先ほど申しましたとおり砂川駅から総合福祉センターまでの間の約100ヘクタールについてまとめていきたい、このように考えております。

それから、このバリアフリーの基本構想につきましては、新たに都市計画決定された道路につきましては整備するにつけて、交通の結節点とか、それから電車のターミナル、そういうところにつきまして、あるべき姿、高齢者なり障害者なりがスムーズに通れる姿をつくり出したいということで考えておまして、日常の使い勝手の悪い場所もたくさんあるかと思いますが、そういう部分につきましては、また関係部署に連絡いたしまして対応をとっていただくようにいたします。

〔松本雪美君「緊急のどこをどうするかというのに答えてくれない」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 市民から段差の解消等御要望があればどうするかということでございますけども、御承知のとおり限られた予算の中で、特に信達樽井線、病院前から役所にかけて、メイン通りですので、その辺につきましては、御要望によらずとも年次的にやっておるわけですけども、当然車道と歩道との段差の解消につきましては、御要望があればやるということで認識しております。当然、予算の範囲内でございませぬけれども。

それと、歩道の中で電柱があるということで、我々もいつも悩んでおるわけですけども、もともと構造がそういう形に、水路をふたして歩道にしてるとか、いろんな制約等がございまして、電柱の移転の可能な分につきましては、関電なりNTTなりをお願いしておるわけですけども、できるだけ構造的に可能な移転につきましては、当然歩行者に支障のないような形で取り組んでいきたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） ほかに。 真砂君。

21番（真砂 満君） さきの上山議員の質問で疑問を感じましたので、質問させていただきます。

中学校の入札行為ですね。後で資料をもって報告をしていただけるということですから、精査は

同一の業者が3校、場合によっては4校になりますけども、4校で落とすならば、見方によれば4校を1つとしてやった方が、落札する側から考えて、もっと値段を安くして入札に参加することが可能なんですよ。1校で考える 例えば40台で考えるのと160台で考えるのとは大きく違いますから、そういった形でやればもっと結果としては変わってくるのではないのかなと私は思います。

説明のあるように、附帯の工事があるというのはわかりますよ。それであれば、1個1個別々でということであれば、この3校を同一業者が落とすということにはならんと思うんですね、そのことが大変であれば。今回の結果を見ても、1つのくくりで入札をすることも十分可能だという結果が明らかではないですか。

そういったことでは、やっぱり今後いろんな形

各小学校も今ついています、入れかえも当然時期を見たら出てくるわけですから、そういった手法をやっぱり考えるべきではないのかなというふうに思います。その辺の改めての見解をお示しいただきたいというふうに思います。

それと教育委員会には、これはあくまで専決ですから、当然委員会の方にも報告は、専決をさせていただきますよと、夏休みに工事させていただきますよということは、各委員さんも理解するというふうに思うんですが、きのう入札があったんでしたら、こういう結果が出て、あくまでも専決をされてるわけですから、これ特別なんですよ。本来は議場で議論をしてその結果として執行していくということなんですけども、権利として専決事項があるんですけども、特例として専決をせざるを得ない理由があってやってるわけですから、せめて結果とかそういったことについての報告は速やかにすべきじゃないですか。そうでないとおかしいですよ。

あなた方はそういった作業を今までもされてないんですよ。だから議会と色々な形で摩擦が起こって、場合によったら変な方向に走って行くわけですね。今までもずっと言うてきましたけども、その辺の効果が全然あらわれてない。そのことについてどう考えてるのか、お示してください。

議長（角谷英男君） 左部契約検査課長。

財務部契約検査課長（左部純夫君） 再度のコンピューターの入札の発注について御答弁を申し上げます。

御指摘いただいとおり、当然量が重なれば安く買えるんじゃないかと、そういうことも一定考えたわけなんですけど、まずやっぱり納入機器が限定されております。それと、やはり市内業者の受注機会ということも考慮しました。それで、まず機器についてはメーカー指定はしておりません。システム関係でございますので、一特定のメーカー指定という形では契約検査課の方は発注しておりませんので、教育委員会の方から検討いただいた仕様内容を付しまして、市内の業者に現場説明と申しますが、仕様説明と申しますが、さしていただいて、それで入札を執行したということでございます。

それと、先ほど答弁させていただいたように、教室の形態等々そういうことも考慮いたしまして、中学校ごとに入札を執行したということでございますので、よろしくお願ひします。

議長（角谷英男君） 中野教育指導部参与。

教育指導部参与兼指導課長（中野辰弘君） まず、機種種の点で御答弁申し上げます。

現説の段階では機種指定は一切してませんけれども、きのうの段階で最終的に業者が落札したと、その業者と確認の中で最終的にNECが入ってくると、そういうことがわかったということですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、専決していただいてその結果の報告が十分でなかったという御指摘ですけれども、その点に関しましては、今後十分配慮させていただきますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長（角谷英男君） 真砂君。3回目です。

21番（真砂 満君） 契約の関係は理解しました。済みませんでした。

ただ、今後というお話ですけどね、あんたら何回今後と言うんですか。たんびたんび今後でしょう。今後というのは1回切りにしてくださいよ。くれぐれもお願ひします。あなた方の口から今後という言葉は、今度ないですよ。私、あんたから

だけでも今後というのをもう数回聞いてますわ。もういいかげんにしてほしいです。

それと、NECという問題ですけどね、私以前から、小学校のときもそうでしたけど、そっちからNECという機種のことは報告受けましたよ。いずれにしたって、資料を後で整えて出してもらえるでしょうから、入札をする現説の資料も当然出てこようかと思えますから、それを見さしていただきたいと思えます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 先ほど我が党の松本議員の方から質問ありましたので、ちょっと重複部分は避けまして、角度を違えて24ページの交通バリアフリー基本構想、これはもう入札をされて契約を公開されて、もうちゃんと業者も決まっていると、東京エンジニアリングということなんですが、これ砂川駅前は当然入りますね。砂川駅前の中の交通バリアフリー化ですよ、再開発の。

それで、砂川駅前の再開発については、市長、これまでの調査費幾ら使われてるか御存じでしょうか。記憶にあれば御答弁いただきたいんですが、大変なお金を使ってるというふうに思うんですよ。

最終的にはその関係の皆さんとの合意形成が図れなかった、こういうことで新たに違う手法が出てきてるわけですね。今回の場合には、当然前提になる合意形成を十分図った上でこの構想を練ると。地元住民の皆さん、関係住民の皆さんの意向あるいはJR西日本鉄道や大阪府 府道の拡幅なんかも入ると。立体的な問題だけではなくて、平面的な街づくりも入るわけでしょう。

そういうことで、当然その辺との合意形成も図った上で調査をすると、こういうことが過去のあり方からすれば当然のことであろうというふうに思うんですが、もうそういう意向を抜きにして構想の委託をされた。これはどういうことなのかなと。過去の苦い経験を本当に踏んまえたということにはなってないんじゃないか。

もう構想を発注しといて、仕様書も出しといて、こういうことをやってくださいよと言うといて、それで協議をします。そしたら、その協議の結果、その発注した構想との間にいろんな違いが出てくる、そういう場合はその構想のところへ追加の仕

様書みたいなのを反映させることはできるんですか。そういう約定にはなってるんでしょうか。その辺を少しお聞かせをいただきたいなというふうに思うんです。

市長、ちょっと今までの調査費、ざっと粗くで結構ですから、どれぐらいの調査費 ーしかし砂川駅前再開発については、合意もされずに違う手法をとらざるを得なかった、その辺のところをちょっと聞かしてください。市長はこのことについては理事長までされているわけですし、助役時代にね。ちょっとお教えいただきたいなと思うんです。

そのことも含めて、そういうふうに協議をしても合意形成が図れなかったときに、その辺の新たな問題が惹起したとき、その問題を仕様書等で構想の変更に反映さしていけるのかどうか、その辺のことをお示しいただきたいなというふうに思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 調査費の概算でございますが、ざっと1億前後だったというふうに思います。

それと、今回のそれはそれはまた違うんですよ。バリアフリーですから、既決定している都市計画道路がありますよね。信達樽井あるいは砂川榎井、これは既決定で20メートルないしは18メートルで計画決定をしておるわけですが、この結節点に1つは公共側でやる駅前広場 ー厳密に言えば道路の1つになるんですが、駅前広場を整備すると。一方では、鉄道駅に対してのバリアフリー法に対するバリアフリー化を図るためにこういう調査が1つの原点になるということで、それを行う。それと、あわせて既設の道路に対してどうかというチェックもして ータウンウォッチングと書いておりますが、バリアフリー化を図ってこういう1つの面をとらえて調査をするというものです。

御指摘いただいたように、特に権利関係にかかわってくるというのは、駅前の駅前広場と都市計画道路と、こういうことになろうかというふうに思います。

駅前広場については、前回ちょっと相手側の都合もありまして用地は買えておりませんけれども、

そのときから協議をいたしておりまして、早く決めていただきたいということをお願いもいただいておりますから、それは一応のコンセンサスは得ると。それから、再開準備組合が休止をしたときに、再開準備組合から市長あてに、再開そのものは一時休止をするけれども、しかし駅前広場あるいは公共側でやる道路整備については引き続いてやってほしいという要望書もいただいておりますから、権利関係にかかわる部分の一定のコンセンサスについては得ると、このように考えております。

その他既設道路の改良については、これは今の既設道路の範囲の中でどう対応すべきかということでございますから、これは調査あるいはタウンウオッチングの結果も踏まえているんな方の御意見を聞いて順次やっていくと。これは道路管理者が市道であれば市、府道であれば府、国道は国と、こういう形で役割分担しながらやっていくと、こういうことになりますので、この調査によってその熟度を高めていくということでございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 私は一定こういう仕様書をつけて構想をお出しになってるわけですから、その構想に反するような合意形成を事前にやってないわけですから、これから協議する中で、権利関係はもちろん、構造上の問題についても、あるいは面整備の拡幅の問題についても、いろいろ意見が出てきたときにどうするのか、それを担保するようなそういう契約になっているのか、こういうことを聞いたんです。答えてないじゃないですか。ちゃんと何回も、私は2回ぐらい繰り返して違う表現であなたに聞いたんです。

それと、これだけ金を使った和泉砂川駅前の整備ですから、ちょっと額が1億前後というのは、3,000万違ったら、これは市長、大きいですよ。あなた細かいことまでいろいろ御存じですから、事業の精通者ですから、一億三千数百万という額についてはしっかりと頭に入れながら、それだけ使ったけれども、なかなか合意形成には至らなかった。

そういうことで、それじゃ今まで使った貴重な蓄財ですね、調査させた結果の成果、こういうも

のは、当然面整備の関係では生かされるわけでしょう。バリアフリーという新たな立体的な整備についてはこれからでしょうけども、面整備の蓄積については、こういうものはやっぱり原課等で十分に精査して、これは生かせるな、これはやっぱり時代の流れからちょっとだめかな、古くなってるかなと、こういうものは一億三千数百万使うてるわけですから、それをむだにしないためにも、これはやっぱり原課で衆知を集めて苦労して、一定反映させる、仕様書の中にも入れる、こういうこともやっていただかなければ、面整備も入るわけでしょう。立体的なあれだけと違うでしょう。今、中とんざしている面整備を含めた砂川駅前再開発、そしてそれを取り巻く100ヘクタールの地域のバリアフリーを中心にした開発をやるわけでしょう。

だから、市民の公金ですよ、使うのは。たとえば630万であっても、そのうち200万補助がついてるといことになってても、これは市民の血税をつぎ込むわけですから、既につぎ込んでるわけですから、そういう苦い反省の上に立って、慎重に住民の合意形成を図るといことを第一義的な課題にして事を運んでいかれる、これがあるべき姿ではないかというふうに思うんですよ。

そういう担保があるのかどうか気になる場所ですからね、それはお答えください、答弁しないんやから。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、砂川駅前の再開発については、合意形成ができなくて休止をしてるというものではございません。事業の採算性が極めて厳しいということで、これを進めていくことによって極めてリスクが大きいということで一応ストップをして、そのかわり役割分担をしましょうと、公でする部分と民でやる部分としましょうという振り分けをしたわけでございます。

それと、今回の調査は、御指摘の御心配のこともあるかとは思いますが、先ほど担当課長が答えましたように、そういう委員会のようなものをつくっていろいろな方に参画をしていただいて協議をしながら、節目節目で御意見をいただいて、その調査は調査でやっていきますが、節目節目は年4

回ぐらいということでございますけども、4回ぐらいの意見を聞いて、その中でそれをまたその計画の中に反映していくと、そういうシステムをやって……（和気 豊君「担保はあるのかいな」と呼ぶ）担保は、これからつくっていくわけですから、その意見を聞いてそれを組み入れてやっていくという方針でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。3回目です。

19番（和気 豊君） 契約の中にそういう担保がなければ、これは市長の思惑に終わってしまうわけですから、私はそういうことを聞いてるんです。

それで、市長、やっぱり財政的な問題もネックになって、一番大きいですよ、これ。合意形成が図れなかった。

役割分担、役割分担と言われるけれども、今度は泉南市が負う部分が圧倒的に多くなるわけです。28億という公共施設管理者としての扱い分、こういうものがさらに大きくなるわけですから、駅前もひっくるめての額になっていくわけですから、67億の中の従来の事業総額が全体になればの話ですが、それからいえば、泉南市の占める割合というのは、泉南市の分担部分が大きくなるわけですから、その辺ははっきりさしていかないかん。

そこで、それを少なくしようと思えば、大阪府との関係、あるいは駅舎のバリアフリーについてはJR西日本鉄道との関係、ここでしっかり物を言って、泉南市の持ち出しをできるだけ低くしていくと。こういうことで、本当に必死になって合意形成を図り、出るを制すると、こういう立場に立った話し合いを行っていく。その反映を計画の中へ盛り込んでいく。そういうことがなければ、結局絵にかいたもちと、今の時点で。相手の意向も反映しないような、そういう構想をつくれということになってしまうというふうに思いますよ。それを既に専決をしている。非常に私は残念やと思いますね。

本当にそういうことで、これはもう意見にかえときます。

議長（角谷英男君） 3時45分まで休憩します。

午後3時14分 休憩

午後3時46分 再開

副議長（東 重弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第2号について質疑を続行します。質疑はありませんか。 成田君。

18番（成田政彦君） 23ページの6.防潮堤道路整備事業費の測量設計委託料、これは具体的にどういう中身なのか、お伺いしたいと思います。

それから、25ページの農業施設災害復旧費、これは具体的にどこを指すのか、原因とか、現状はどうなってるのか、そういう点をちょっとお伺いしたいと思います。

副議長（東 重弘君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） まず、23ページの防潮堤道路整備事業について御説明いたします。

委託料400万につきましては、記載のとおり測量設計委託料でございます。本道路整備につきましては、本年度で、平成14年度で測量設計と工事を予定しておりまして、早急に測量設計に入らないといけないということで、今回専決で予算措置を行ったものでございます。

内容としましては、昨年度に引き続きまして、岡田地区になるんですけども、約480メートル、幅員が7メートルでけども、設計の後、本年度で工事を予定しているところでございます。岡田地区の前のりんくうタウンでございます。

それと、25ページの災害復旧費でございますが、これにつきましては、ことしの3月6日に豪雨によって災害が発生し、5月10日に災害査定を受けております。これで災害事業として認定を受けまして、石谷農道災害復旧工事として復旧工事を行うものでございます。

場所につきましては、農業公園の進入路、ほとんど農地開発あるいは農業公園のエリアに入った右手の斜面でございまして、被災延長としましては約35メートルということで、災害査定認定を受けております。

3月6日に発生しました後、今回専決補正でお願いしております修繕費で予算措置をいたしております240万、これは充当した額を補うということで、240万でいわゆる二次災害を防止する意味で、現況は既に仮設構造物の設置工事を財団法人大阪府みどり公社に委託して、暫定的な二次

災害防止工事を行っておるところでございます。専決補正で本格的な災害復旧工事をいわゆる国庫補助事業で取り組むというのが今回の補正の内容でございます。

以上です。

副議長（東 重弘君） 成田君。

18番（成田政彦君） 防潮堤の問題なんですけど、480メートル あと残りやね、これ。残り全部かな、岡田のとこの。

それと、1つ僕お伺いしたいのは、田尻町と違って防潮堤を取って道路は整備して金網を張ったんですけど、その金網の向こうが地肌が、土がいっぱいで、聞くところによると、地域の住民が大阪府企業局に質問したら、草が生えてくるから大丈夫やと、こういう答弁を大阪府企業局の職員がしたそうですわ。

それで、あそこに緑の側帯を、田尻町やなんかは緑の側帯ができてきちり整備されとるんですけど、確かに防潮堤を壊して防護さくをつくったんで、その向こうを あれごっついほこりですわ、ぱーっとこっちへ来て。草が生えてくるから大丈夫で、草がそのかわりをするなんて、そういう企業局の答弁では、住民の方は怒っていましたが、あれ防護さくの向こうを緑ですするという、そういう予定はないんですかね。田尻とかそういうところはきちりとなっとるんですけど。余りにも地肌むき出しで、ペンペン草の生えた何もないあのりんくうタウンが見えるということで、この点をひとつお伺いしたい。

それから、石谷農道というのは、35メートル、どこが 道路の真ん中が陥没したとかいろいろありますわな。どこが3月6日のあれでなったのか。

それと、これ、いつの工事ですかね。農業公園整備事業には、進入路の工事が幾つもあるんですけど、これ具体的にいつの工事なのか、大体どの程度のお金をかけて入札した工事なのか。どこが災害で、どこの辺がなったとか。それと、もう1つ、いつ工事したのか、そして金額は入札幾らであったのか、それをちょっとお伺いします。

副議長（東 重弘君） 答弁を求めます。楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） まず、災害復旧の関係ですけども、陥没箇所は先ほど言いましたように 陥没じゃなくて、ほとんど農業公園あるいは農地開発のエリアに入った右手のいわゆるのり面の崩壊でございます。そののり面を二次災害を防ぐ意味で既に架設工事を行っております。だから、この予算で国庫補助事業によって災害復旧工事をやるという予算でございます。

それと、既にもう入札が終わってまして……（成田政彦君「そんなん聞いてないで。いつ工事したんか」と呼ぶ）ちょっとほかの点につきましては、また担当の方からお答えいたします。

それと、防潮堤の関係でございますけども、本市の場合は地肌であるということでございますけども、将来的には外周道路のりんくう側にいわゆる植栽帯が整備されるということになってございまして、現状は確かに防護策がない地肌の状態やということになっておりますけども、これにつきましては一度企業局なり協議していきたいと、このように考えております。

副議長（東 重弘君） 杉田都市整備部参事。

都市整備部参事（杉田和繁君） 石谷農道の工事の施工時期ということについてお答えさせていただきます。

石谷農道につきましては、今回災害、のり面が崩れた箇所につきましては、平成6年から7年にかけて農業公園並びに花卉団地の造成に伴う仮設用の道路として当初つくられたのり面の崩壊に当たります。

実際にそのときの工事費用ということでございますけれども、細かな数字についてはちょっとあれですけれども、平成7年度に約2,700万円程度の架設道路の工事をしております。その部分の一部であるというふうに考えております。（成田政彦君「本工事はいつだったのかな」と呼ぶ）

今回ののり面が崩壊した部分なんですけれども、のり面が5段ありまして、今回崩壊したのはその上の3段部分については、平成7年度の仮設的な工事 実際に使っておるんですけども、今の現状の進入道路については平成11年度につくってございまして、それが下2段になっております。ですから、今回のりが崩れた部分については、

平成7年度に切り取ったのり面が崩壊したということでございます。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 成田君。

18番（成田政彦君） そうすると、平成11年度の進入道路工事、これは関係ないということ。関係あるのは平成7年度の6-1工事区進入道路造成工事2,700万、これが今回の道路の崩壊のところやな、のり面のね。

そうすると、これ瑕疵担保はどのぐらいなのかな。これ2,700万でしょう。今度1,700万もかけてまた工事するんですから、2,700万かけてつくった道路にもう一遍1,700万も注ぎ込むんですけど、道路のこういう瑕疵担保期間はどのようになってますかな。

それと、具体的に瑕疵担保をどのように見ているのか。余りにも早いでしょう、これ、時間から見たら。今やるとる道路はほとんど使ってない道路だし、今やるとる道路だからね、余りにもこれ、7年いうたら、普通7年ぐらいでこれが崩壊するなんて考えられないしね。その点どういうふうにご工事の内容について、前者の工事の内容については考えとるのか。そういう点もきちっと調査しましたか。ちゃんと調査して、災害だということから災害が原因になつとるというんですけど、そういう点をきちんと調査されてやりましたか、これ。災害復旧だということはわかるんですけど、平成7年度の道路2,700万を今度1,700万で再度もう一遍やるんですけど、その点どうですか。

副議長（東 重弘君） 杉田都市整備部参事。
都市整備部参事（杉田和繁君） 工事の瑕疵担保につきましては、通常の土木工事になりますので1年というふうになっております。

当初の平成7年の施工に際して、当時の工事がどうであったかということだと思っておりますけれども、一般的に切り土のり面、道路ののり面につきましては1割、1メートル行ったら1メートル上がるというような勾配で切り土をしておりますけれども、あの道路部分、農業公園、花卉団地ともに同じような施工をしております、当時の工事について設計上とかの問題はなかったというふうに考えております。

副議長（東 重弘君） 成田君。3回目です。

18番（成田政彦君） 農業公園を急いでつくるとるんですけど、進入路というのは幾つあるのかな。平成7年、それから平成11年、それから平成12年、13年、道路だけで平成7年2,700万、それから平成11年3,800万、平成12年1億3,000万、平成13年度3,000万で、ざっと2億近いお金を注ぎ込んでますな。

こんな、むだな公共工事と僕ら言うとするんですけど、こんな使いもしない前にこういう崩壊すると、道路が。まだ1回も使ってないんやで、道路。もう災害復旧と称してこういう1,700万を使うという、こういうことなんですけど、大丈夫ですか、ほか。あと3工区あるんですけど、大丈夫ですか、それ。もう一遍再点検して、また崩壊するんじゃない 1億3,000万の道路が崩壊したらどんなになるの、これ。これ、額でいったら何千万でしょう。大丈夫ですか、それ。

仮設と言うけど、きちっと工事が点検されたのか。監督は、業者名はみどり環境整備の会社になるとるんですけど、これはきちっと監督されとるんですか。今後こういう、あと3区あるんですけど、雨が降ったたびにまた これ7年ですわ。7年間で4本の道路をつくってますわね、進入路。最初の道路は崩れたと、災害で。そら当然ですわ、今後大丈夫かという。急いでつくるとる道路ですもん、これ。それはきちっと点検されて、今後こういうことはないのかどうか。どうですか。

使ってないねん、この道路まだ。わかってますか、あんた。これから使うんやで、これ。使ってないのにもう一遍修理するんや、この道路。何を言うてんねん。頭にきて当たり前やで、こんな。そういう点でどうですか、係の方ちょっと教えてくださいよ。

副議長（東 重弘君） 杉田都市整備部参事。

都市整備部参事（杉田和繁君） 農業公園、花卉団地につきましては、進入道路は府道から農業公園に係る部分まで約1.3キロの進入道路1本でございます。先ほど御説明さしてもらいました平成7年度には、奥の造成をするために一時的な仮設の進入路という形で最終的な形状のところ、同じ場所ですけれども、つくらせてもらったと。その

後の3年間につきまして、本格的な進入道路部分の擁壁ですとか、あと舗装道路とかの施工をさせていただいたということになっております。それぞれの施工につきまして、当然きちっと検査をしております、今後施工に対して問題はないというふうに考えております。

副議長（東 重弘君） ほかに。 島原君。
16番（島原正嗣君） 休憩前にもいろいろ御質問がりましたが、1つは23、24ページに係る都市計画費の関係ですが、特に24ページの委託料の交通バリアフリー基本構想策定業務委託料。金額についてどうこういうんじゃないですけども、これは確認をしておきたいんですけども、砂川駅前開発に係るものだけのバリアフリー策定の委託料なのか、一面各駅前というようなこともおっしゃられたと思うんです。それから都市計画に基づく道路幅員に合わせて検討すると、こういうことですけども、もう少しこの点について具体的な御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、教育費の関係でいろいろ御答弁うちの幹事長もお尋ねをしたようでありますけれども、コンピューターの設置の問題で、西信中学校区のコンピューター設置については不調に終わったと、こういう御答弁がありますけれども、これは供用開始というんですか、実際各中学校を初め使用する場合は、いつから全市的に始動させていくのか、その時期を含めて御答弁をいただきたいと思います。

それと、その不調に終わった後で対応をきちっと恐らくされると思いますけれども、これはどういう形でやられるのか、そこらあたりの教育委員会としての見解をお伺いしたい。

以上、それだけお願いします。

副議長（東 重弘君） 楠本都市整備部長。
都市整備部長（楠本 勇君） 交通バリアフリー基本構想策定業務委託料700万円についてでございますが、御指摘のとおりねらいとしましたら和泉砂川駅前の街路事業で予定してます駅前広場、あるいは一部変更していかなければいけません、砂川樫井線、駅までの連結、それと駅から都市軸でございます信達樽井線、範囲としたら先ほども

御答弁しましたように総合福祉センターのあたりまでということ、今後駅前のそういう駅広なりを整備していく上で関係者の委員会なり策定協議会をつくりまして、JRとか大阪府とか警察あるいは学識経験者、関係者で構成されるわけですけども、それとバリアフリー法が平成12年度ですか、制定されまして、これを受けていわゆるバリアフリー化の推進に当たってどうあるべきかということ踏まえて、当然今後補助採択を受けながら駅広あるいは都市計画道路の整備を行っていく上での条件的な調査であると我々認識しておりますので、よろしくをお願いします。

副議長（東 重弘君） 中野教育指導部参与。
教育指導部参与兼指導課長（中野辰弘君） 中学校のコンピューターのことで御答弁申し上げます。

まず、供用開始時期ですけども、9月当初から開始したいということで計画してます。ただ、西信達中学校に関しましてですけども、契約の方がまだできていないと、業者が決定していないということですので、この件に関しましては契約検査課と協議させていただいて、できるだけ早い時期に業者を決定して支障のないようにしたいと思っておりますので、ひとつ御理解よろしくお願ひしたいと思っております。

副議長（東 重弘君） 島原君。

16番（島原正嗣君） まず、バリアフリー計画に関して再度お尋ねをしたいと思っております。

今、部長さんの御答弁ですと、平成12年度にバリアフリー計画の推進委員会を立ち上げ、今日までいろいろ検討してきたと、こういう御答弁をいただいたわけですが、これは本来私はバリアフリーというのは、一地域のことに着眼してやることも大事ですけども、全市的に一体どうするのかと。公正な行政というものを都市計画の上から行うとするなら、やっぱり全市的に駅前が広いとことか、あるいは道路の幅員が広いとことか、そういうことにも限定されるでしょうけども、やはり6万市民を対象に、山間地であろうとも海岸地域であろうとも、それぞれの障害を持つ方々とか関係者はいるわけですよ。

そういう意味では、それは僕はある意味で非常に西信地域なんかは駅前の調査にしてもおくれて

おりますし、まさに差別してるのではないかなという気もしますよ。まして助役さんが西信地域から出て、ムネオハウスみたいなことをせえとは言いませんけれども、やはり泉南の中のいなかまちという置き忘れられたような環境にあるのではないか。公園にしてもまだいまだに計画がきちっとしてない、調査をしてるだけで。ある地域においてはもうきちっとしてる部分もありますし、それから駅前開発にしても、検討はしてるでしょうけども、それがいまだに具体的に、西信のあの岡田浦の駅前の一方通行を含めて一体どうなるのか。

今、西信地域は私しか、重里さんが向こう行ってますからお尋ねするわけにもいきませんが、重里議員さんも生存中は、西信達の公園問題、駅前問題を盛んに主張しておったようであります。この主張にこたえるためにも、私はやっぱり西信地域のあり方というものも考えていただきたいと思えます。

こういったからといって、何も私は宗男さんのような供与は受けておりませんが、実際正常な形で見れば、割かしと西信地域の方には行政の恩恵というものが私は薄いではないかなという気もします。西信地域以外でもそうですけれども、特にバリアフリー計画というような福祉事業的な内容については、もっと公正な行政の検討というものをしてもらわないと非常に困りますよ、ある意味では。一人一人の人間ですからね。

ですから、一体平成12年に立ち上げたバリアフリー計画検討委員会の中で、例えば西信地域とかあるいは山間部の方々とか、御答弁なさった都市計画道路以外の方々については、じゃどうするのかということをもうそろそろ明らかにして、市民にも明確にするべきではないかなというふうに思いますが、この見解について具体的な御答弁をいただきたい。

それと、西信中のコンピューターの問題ですけれども、9月ごろ供用開始をすると、こういうことですけれども、それまでに実際きちっと対応するわけですか。そんなコンピューターぐらいやったら日本橋行ったら何ほども売ってるしね、そこ

に和光電気もあるし、羽倉にも今度阪本紡績の跡に何かという電器屋ができてもういっぱいです。だから、どこでもありますから、私はきちっと9月なら9月1日から開始するなら、平等にそれぞれの中学校区は開始をしないと、教育は機会均等ですよ。そうでしょう。1分1秒を争うんですよ。

あなたら教育者であり先生ですよ。私もきのう泉南市の議員の研修会に行って、先生という講師の方がおっしゃったんですけども、あれは本当に心から言ってるのかどうかわかりませんが、あんた方教育者はほんまの先生です。教育者から私も先生と言われるときもありますが、そんな人は人をおちよくったような感じで言うてるんやなということですけど、あんたらはやっぱり先生ですからね、先生らしい行政をやっていく、教育をしていくということも大事じゃないですか。不調に終わったらからいうて、そんな説明が子供にできますかいな。きちっと対応できるように、西信達の中学校のコンピューターはどうするのかということも毅然とした立場で答弁をなささいよ。

教育長、一体どないしまんねん。これは原課が違いますけれども、やっぱり最終的には教育長の責任になってきまっせ。そう違いまっか。

副議長（東 重弘君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 私の方から、バリアフリーの関係で二、三質問ございましたんでお答えさせていただきます。

まず、先ほど御説明申し上げましたJR、大阪府あるいは警察等、この業務を進める上で策定協議会を設置するわけですけども、これにつきましては和泉砂川駅の整備という1つのねらいを持って周辺のバリアフリーの推進ということでございますんで、御指摘の西信の岡田浦駅周辺、これにつきましては、ちょっと改めて調査なり考えていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

確かに、御指摘のとおり平成12年度にバリアフリー法が施行されましたんで、当然こういう整備については生かしていかないけないということ調査をやるわけですけども、今後、当然4駅あるわけですから、それぞれの駅の特性に応じた、岡田の場合は特に住工、学校、いろいろ狭小な道

路という点もございますし、特に駅周辺には都計道路がないという形でございます。

だから、これを機会に、当然バリアフリー法が制定されておりますので、駅周辺の整備に向けての1つのこういう調査ということでございますけれども、市全体あるいは4駅をどうしていくんかという点でのバリアフリー化の推進につきましては、今後当然検討していくべき課題であると考えておりますので、よろしくをお願いします。

副議長（東 重弘君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 西信中のコンピューター導入の件でございますけれども、今現在不調に終わってるということでございますが、早急にこの方の契約を契検の方とやっていただきまして、9月1日実施、いわゆる供用には4校すべてがやれるというふうに努力をしたいというふうに思っております。また、今の段階では9月1日から供用できるであろうという予想でございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 与えられた回数はこれでおしまいですけれども、今御答弁いただきまして、よくわかりましたとは私はよう言いません。検討すると。この検討も小理屈を言うようですけども、1年も検討の範囲ですわね。例えば1週間でも検討の範囲だと思うんですけども、今まで役所の御答弁というのは、大体検討しときますと、考えますというのは、これはもう歴史上、そういう政治的な便法になってるようですけども、いずれにしても地域地域でその利害関係というのはあるわけですから、西信の議員は間に合わん議員ばかりで何1つできてないやないかという御批判もあります。

これは私自身も反省をせなきゃいかんことですけども、もっとある意味では行政全般を見通して、公正公平に分配をしていただくということではないと、財産のあるところはどんどんよくなる、ないところはいつまでたっても何もないということでは、私はやっぱり不公正な行政になると思うんですよ。

そういう意味では、やはり私はこのバリアフリ

ー計画というのは平成12年にできたけども、平成12年にできたということは、日本の国家としても行政としても、これからの時代に必要な要件を満たす事業でしょう。それを今言う各4駅の駅前開発計画とリンクして考えていくということも、それは1つの方法でしょうけども、やっぱりもっと詳細に各駅の状況、岡田の駅前なんかは今のところ駅前計画と書いてるだけであって、具体的な手法というものは全然明らかにしてないんですよ。砂川とか樽井とか、あるいはこの新家の駅前等の駅前開発は具体的に若干載っておりますけれども、それにしても計画どおりに順調に進まないというのが現状でしょう。

だから、僕はバリアフリーというのは、ある意味では社会的弱者に対する対応をどうするかという行政、政治の責任というふうな意味でできた法律だと思うんですね。ですから、やっぱり障害者は、西信達の障害者であろうとも、あるいは体の御不自由な方は、樽井の障害者の方であろうとも同一なんですよ、ある意味では。もう少しそういう原点に戻って対応をしていただきたいなと、こんな思いをいたしておりますので、できるだけ公正にやっていただけるように、全体のバリアフリー計画について再度御検討いただきたいなというふうに思います。これは意見にかえておきます。

それと、教育長、今御答弁をいただきましてありがとうございます。なかなか教育長の御答弁をいただくのは難しゅうございまして、一般の関係者からの御答弁をいただいておりますが、ただ、もう一言言うならば、こういう問題も、この前真砂委員長が協議会を開いたんですよ、議会前の。何回も開いてるんですよ、ある意味では。こういうことは何1つ そら委員長に言うとなつたかどうか知りまへんよ、私は。けども、恐らく言うてないと思いますわ。言うてたら先ほどのような御質問もないと思うんですけども……（真砂 満君「私が頼りないからな、あほにされてるんや」と呼ぶ）それもあるかもわからへんけども、私ははっきり……、それにしても、やっぱり敬意を表して、私たちは総務文教の中に入ってるわけですから、せつかく委員長があれだけ見識も発言力も持ち力もある委員長ですから、僕らは崇拜までは

いかんけども、尊敬をしてるんですよ。

そういう意味では、教育委員会はちょっと一歩下がったような感じで、何も隠さんでもいいようなことを隠してるんでもないでしょうけども、言うべきことをきちっとやっぱり相談しなさいよ。でない、この前の幼稚園の計画みたいに1年延ばしましょうか、2年延ばしましょうかというような感じで、都合が悪くなってきたらそういう結果になるんですよ。もう少しやっぱり教育委員会はきちっとした、このコンピューターの問題にしても、事前にやっぱり委員会に相談をしていく、こういうことが大事じゃないですか。

そのことを申し入れまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって報告第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明9日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明9日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さんでした。

午後4時23分 延会

（了）

署名議員

大阪府泉南市議会議長 角谷英男

大阪府泉南市議会議員 島原正嗣

大阪府泉南市議会議員 成田政彦